



標註古事記讀本

下卷

館	書	圖	東
一	四	中	二
冊	號	架	函
架	函	類	門
函	類	門	

始



標注 古事記下巻讀本

播磨 加藤高文



1631
ノ一
書紀
記傳卅五

高津宮

大雀命。難波之高津宮に坐して天下治めしき。此天皇葛城之曾都昆古の女。石之日賣命。后に娶まして。生ませる御子。大江之伊邪本和氣命。次に墨江之中津王。次に嶺之水齒別命。次に男淺津間若子宿禰命。柱又上に云る日向之諸縣君牛諸が女。髮長比賣を娶して。生ませる御子。波多毘能大郎子。亦名は大日下王。次に波多毘能若郎女。亦名は長日比賣命。亦名は日下部命。二又庶妹八田若郎女に娶まし。又庶妹宇遲能若郎女に娶ましき。此二柱ば。御子よさざりき。凡此大雀天皇の御子等。并六柱。霸王五柱。右四柱の名義傳に詳なり。上に云る。とは明宮段なり。蠻之水齒別命。男淺津間若子宿禰命。墨江之中津王。

伊邪本和氣命。是履中天皇なり。

鰐之水齒別命。是反正天皇なり。

男淺津間若子宿禰命。是允恭天皇なり。

御名代。是其御名を後世に廣く遺し傳へ給は

んために其部の民を定め置る。なり此稱は此

に始て見えたれども既に玉垣宮段に御子伊登

志和氣王者因ニ無子一而爲ニ子代一定ニ伊登

志部。さありてはやく御世よりあり來し事

なり此後には遠飛鳥宮段朝倉宮段鹽栗宮段な

どにも此稱見えたりされど孝德天皇の御世に

至て此御名代の類も皆廢れたり

葛城部。葛城は此大后的御權なり。

壬生部。是紀に乳部此云ニ美文一あるに依て

ミアミ訓べしさてミアベは御產部にて生坐る

時御產殿に仕奉る諸部ないふ尙傳に詳なり

記傳三十四

秦人。是應神天皇の御世に秦造の祖弓月君が率て參渡り來つる百姓共なり。

役。はエダテミアベは御產部にて生坐る

英田。は河内國英田郡英田郷是なり。

英田三宅。紀に十三年秋九月始立英田屯倉二

云々さあり三宅の事上にいへり。

丸瀬池。大和國率上郡なり。○依網池。水垣宮段に見ゆ

あり、今の大坂の大川なり、括今世大阪に南掘江、北掘江、さいふは古の掘江に非す、今いふ掘江は近く元蘇の頃掘れるなり。○小椅江。紀に十四

年冬十一月爲橋於猪甘津即號其所曰小橋。さあり、今も東生郡に猪廻野村、小橋村、其近き所にあり。○墨江之津。住吉の邊を以て有るべし。

息長帶比賣命の御世に住吉の大神を鎮祭らるゝ地は菟原郡の住吉にして今地には非ず。

高山。中古より高き山そのみいふを古へはタカヤマといふぞ常なりける扱難波の近々邊には高き山はなれば大和などへ幸ますさて山を越え坐る時の事なるべし。

國中。クヌチと調べしクニウチの約れるなり。

課役。はミツキエダチと調べし課と役を二つ

なり委しき事は令を見て知べし。

煙浦。日本紀竟宴歌に大鶴鶴天皇をタカドノ

ニ。ノガリテミレバ。アメノシダ。ヨモニケア

リテ。イマゾトミスル。さあり新古今集に高き

屋に登りて見れば煙たつ民のまどは賑ひにけり。さあるは右の竟宴の歌なるを後世さまに作りなしたるなり。

聖帝。ヒジリと調べし日知の意なりヒジリは德ある人を賛嘆ぶ吾國の古言に聖の字を借りたるならん尙記傳を合考べし。

甚多。ハナハダと調べし萬葉七に甚多毛不零

アユエ。アユエと二字をイタ共訓べし。

妾。ミメタチと調べし中古の物語書などにも女御更衣などをみかどのみめさいへることあり。

言立。常に異なる事のけしきなざあればといふ意なり。

足もアガニ。は足摺などし給ふさまないふ

記傳卅五

故伊邪本和氣命ハ。天下治めし。

次に鰐之水齒別命亦天下治めしき。

次に男淺津間若子宿禰命亦天下治めしき。

此天皇の御世に。大后石之日賣命の御名代と爲て。葛城部を定給ひ。亦太子伊邪本和氣命の御名代として。下王の御名代として。若日下部を定給ひ。

下王の御名代と爲て。大日下部を定給ひ。若日下部王の御名代として。若日下部を定給ひ。

故伊邪本和氣命ハ。天下治めし。

次に鰐之水齒別命亦天下治めしき。

又秦人を役て。英田堤及英田三宅を作り給ひ。又凡瀬池依網池を作給ひ。又難波之掘江を掘て海に通し。又小椅江を掘り。又墨江之津を定給ひ。

又秦人を役て。英田堤及英田三宅を作り給ひ。又凡瀬池依網池を作給ひ。又難波之掘江を掘て海に通し。又小椅江を掘り。又墨江之津を定給ひ。

於是天皇高山に登まして。四方の國を見し給ひて詔給ひつらく。國中に烟發す。國皆貧窮。故今より三年といふまでは。悉に人民の課役を除せと詔給ひき。是以大殿破壊て。悉に雨漏れ雖都て修理給はず。撼を以て其漏雨を受て。漏ざる處に遷避ましき。後に國中を見し給へば。國に煙滿たりき。

故人民富りと爲して。今はと課役科せ給ひ。是以百姓榮姿ハ。宮中をも得臨ず。言立。足も阿賀迦邇。嫉妬給ひき爾天皇。吉備海部直の女。名は黒日賣。其容姿端正と聞看して。喚上で使給ひき。然ども其大后的嫉妬を畏て。本國に

本國。は吉備國なり
船出浮海。四字をフナテスルチと訓べし浮海
は漢文さまの字なり讀へからず
ナフネツラトク。ツラトはあまた連り浮べる
貌なりクは活用かず辭なり
クロサキノ。備中國小田郡黒崎といふ所あれ
ば地名也
マサブコワギモ。マサブ不詳ワギモは吾妹な
リ
クニヘクダラス。國へ下るなりルを延てラス
といふ
自じ歩。は船より行は易きを歩より行しめて
苦しみ給ふなり
追下。は黒比賣の船に在るを逐て陸に下すなり

ヲガ國ミレバ。こは海の上を見渡し給へるに
て國には非ざれども凡て國見さぞ云けん
アハ島オノゴロ島。上卷に出づ

逃下りにき。天皇高臺に坐して。其黒日賣が船出浮海を望
瞻まして歌曰給はく
あきべには　をふねつらぐく
漢方者　小舟連
くろさきの　まさづこわぎも
黒崎　吾妹
くにへくだらす
國下
故大后此の御歌を聞して大く忿まして。大浦に人を遣して追下して。歩より追去給ひき
○追出。ヤラヒと訓べし上卷神夜良比に夜良比賜也、紀神代卷に逐之などあるに同ト
於是天皇。其黒日賣を戀給ひて。大后を欺して。淡道島見給はんと詔給ひて。幸行ませる時に。淡道島に坐して遙に望まとして歌曰
あしてゐや　なにはのさきよ
冠辭　難波堵
いでたちて　わがくにみれば
出立　眞國見者
あはしま　おのごろじま

檜榔。中卷玉垣宮段に見ゆ
シマモミユ。島も所見あり此島檜榔の多く生
たるより名に見るなるべし
サケツシマミユ。此島の名の意詳ならず
傳て。そは初めに行たる處より又異處に遷り
行ないふ
山方。は地名なるべし
大坐しめて。續紀四に大坐々而甘七に別好
大坐之末世波なごあり常ににはしますと云も
大坐々のホマな切て波なれるなり
慈榮。アチナと調べし今世にいふ榮なりナセ
いふは凡て魚榮の通名なる故に慈か古へは
分てアチナといひしなり
上幸。京へ返り上りますなり
御歌。御字衍り
ニシフキアゲテ。のニシは四風なりヒムガシ
は東風なりシハ風にて風の神をシナツヒコミ
申すシ又風。風などのシも同シフキアゲは
吹上なり
クモハナレ。は西風の吹上て雲の散々に分れ
離るにて次の句の序なり
ソキチリトモ。は離れ遠ざかる事なり
リレワスレメヤ。は忘れ奉らざなり

又歌曰
あぢまさの　志まもみゆ
檜榔　島見
さけつしまみゆ
乃其島より傳ひて吉備國に幸行ましき
爾黒日賣其國の山方地に。大坐まさしめて。大御飯獻りき。
於是大御羹を煮むとして。其地の菘菜を探る時に。天皇其
嬢子の菘採處に到まとして。歌曰
やまかたに　よけるあをなむ
山方　苔有根
たぬしくもあるか
きびびとく
やまとべに　ともにしつめは
倭人　共根
たもはなれ　者
われわすれりや　退居難
雲　苔有根
忘　苔有根
平　苔有根
上　苔有根
西風吹上
そきをりとも

コモリアノ。は延辭なり
シタヨハヘツ。シタヨミバ忍讓して物する
か云万葉十一に隱沼從裏。戀者などあり、
ハへ心を掛て要問するないふ明宮段大御歌
にハヘケタシラニさある所考合すべし傳廿二の六十九葉に詳なり揚此句は天皇の大后の御姫を憚給ひて顯には得幸さず欺き隠して聘し玉ふない
ふなり ○ユクハタカツマ。は天皇の京へ歸り幸すないふ揚誰夫さむほめき云るに大后を憚り給ひておもほすまにも得物し給はで別れ奉る情深くあはれに聞えたり

記傳卅六
ノ一

御綱柏。造酒式大嘗祭供奉料に三津野柏二十
把云々さあり又大神宮儀式帳六月祭條に其舞
墨人別直會。酒采女二人侍御角柏盛人別給さ
あり此柏は葉三枝にて先尖りたれば三角の意
の名なるべし揚豐樂に柏を用ひらるゝ事は明
宮段大御酒柏ある所云々
水取司。職員令に主水司正一人掌三漿水禮
粥及冰室事云々さあり古に凡て飲水をばモ
ヒシイヘリ
所駕使。被レ使なり凡て丁さいふは民の役使
はるゝ者ないふ名なり
船過。フネアヘリと訓べし船に遇りさニを添
て讀むは後世のさまなり
此事キコシメサキカモ。中昔の雅言にキコシ
メサキバヤさいふ意にて。バを省きたる例万葉
に多し

自此後時。大后豐樂し給はんとて御綱柏を探に。木國に幸
行せる間に。天皇八田若郎女に婚ましつ
於是大后は御綱柏を御船に積盈て。還幸す時に。水取司に
所駕使。吉備國兒島の仕丁。是己國に退に。難波の大渡に。後
たる倉人女の船遇り
乃語云ば。天皇ハ。比日八田若郎女に婚まして。晝夜戯遊ま
すを。若大后は此事聞看さねかも。靜に遊幸行ますとぞ語
りける
爾其倉人女。此語言を聞いて。即御船に追近て。白之狀。具仕丁

御津前。紀には故時人號ニ散葉之海。一日二葉ノ
濟一。あり此は紀の方正し。ひるべし
引道。ヒキヨキと訓むべし。万葉に御前荒石
毛不所見。浪立奴。従向處將行。與奇道者無荷さ
あり
河の體。淀川なり
ツギオフヤ。冠辭なり
ナマシロガハ。木津川をいふ
鳥草樹。は或人今俗にさゝぶの木をもみやま
やぶの木ともいふと云り
シカシムニ。其上にいへる物をさして其もさ
云事なり
五百箇眞椿。はユツ石村、ユツ櫻などの處に
いへり椿の葉の繁く多きないふ
一首の意は。川の邊に生立る椿の照り榮えた
るを御觀して天皇の御面影を懸しくおもほし
やりて今も吾大君は彼椿の花の如く照り坐し
被葉の如く實り坐す。ひやさ詔へるなりイマス
ハのハな大君の下に椿のカセをイマスの下に
入替て心得べし。そもそも新く思ほして背きては
來ましつれども又いざ懸しくおもほす御心
も堪がたくおもほせるなりロカモ。のロは助
辭なり
那良山口。山城相樂郡より大和郡上郡奈良へ
越る道にて則奈真坂なり

即山代。より廻りて那良の山口に到まして歌曰
つぎねふや
かばのはり
かばのねべに
さしふを
河の邊
其之下
志がしたに
葉廣
志がはなの
其之花
志がばの
其之葉
大君
あほきみろかち
廣
坐
生立有
わがのはれば
吾上
生立有
あひだてる
生立有
ゆつよつけ
五百箇眞椿
照
坐
者
さしふのき
生立有
あひだてる
生立有
ひろりいはすば
廣
坐
者
即山代より上幸ましき。此時歌曰

ミヤノボリ。は懸居翁の水脉上りさいはれた
るに從ふべし。

アチニヨシ。は冠辭なりこの句よりヤマトヲ
スキの句迄四句はクニハさいふ句の下に移し
て心得べし。

ヲガミガホシ。は見まくほしきなり。

タカミヤ。は大和國葛上郡高宮是なり。

ワギヘノアタリ。吾家之邊なりヲカイヘナ切
めてワギヘさいふ万葉にいそ多しアタリは其

近きほどないふ俗言と同ト。

高宮

つぎねふや
みやのほり
あをによし
冠辭
をだて
わがみがほし
かづらぎ
わきへのあたり
晋家之邊
如^ス此歌ひて還らして暫筒木の韓人名は奴里能美が家に
入坐しき
くには
たかみや
やまとをすぎ
山代川
わがのほれは
ならをすぎ
晋上者
幸耳通
者

ソギヘノアタリ。吾家之邊なりヲカイヘナ切
めてワギヘさいふ万葉にいそ多しアタリは其
近きほどないふ俗言と同ト。
ひくよみ給へる故は此大后的御父は葛城之曾
都比古と申せられ葛城は本御郷にて其家高宮
に在けん天皇に背き奉り給ひ山代川を上り
給ひしほどに本郷變しくなりて那奈山を越給ひしかども未かすがに故郷に歸らむいかどさむほし返して又山代の方へ還り給はんとする時に
其御情を述べ給へるなり。○暫はシマシタモさあり。○韓人スリノミ。韓國人の歸化である。ヘリ姓氏錄に調達水海
連同祖百濟國奴理使主之後世とあり大后的此家にしも入坐る事はさしあたりて入坐すべき處のなきまことに苟且に此家には入坐るなるべし暫さある
に心を着べし。

上幸。そは倭國に幸せるないふ
使は大后を留めて難波宮に返し給はんさて
遣せる御使なり。

送給ふ御歌。は鳥山が行を送り給ひ山代川を上り

大后的御許に贈り給ふに非す。

次なる二首の御歌は正く大后に贈り給へる御
歌なるに彼所には却て只歌曰きのみあり彼所
にこそ送御歌曰きはあるべきなれ。

イシケトリヤマ。はイは發語にて及け鳥山な
り。及ば追及なり俗言に追着といふ意なり。

アガハシヅマ。は大后を指して詔ふなり紀にはアガモフツマニセあり。

壇。はかの鳥山が返り言をも待候はで引續て
遣したる如くにも聞ゆれども御歌の趣を考る
に鳥山が返り言を聞しての上の事なり。

ミモロノ。は三輪山の事なり其由上巻にいへ
リ。

ソノタカキナル。タカキは山ないふ其由傳廿
九の甘葉に詳なり。

大猪子之腹。猪子は只猪なり鹿を鹿兒といふ
も同ト猪の子ないふに非す。

カホ井コガ。上に同じかく重ねて歌ふは古の
常なり。

腹に有。此迄五句は次句の肝を詔はん爲なり
キモムカフ。は枕辭なり。

一首の意は朕はかく深く思ふに此朕心などに
相思ひ給はぬにつき詔ふなり。

ツキネフ。上に出づ。

コクハモチ。和名抄に鐵和名久波說文云銀大
勵也和名同レ上とあり。

又歌曰

又續て丸廻臣口子を遣して歌曰
みもろの
やましろに
いしけいしけ
あがはしづまに
いしきあはむかも
あほゐこがはら
あほゐこが
おほゐこが
きもむかふ
あひおもばずあらむ
うちしおほね
しろたゞむき
ねじろの
つぎねふ
こくはもち
ぱらにある
こころをだにか
木錠持
根白

ウチシガホネ。打さは木鉄もて地を打發して
堀るを云ふオホネは當にて俗に言ふ大根なり
シロタムキ。は大根の白きが如くなる白き

シロタムキ。は大根の白きなり

故是口子臣。此御歌を白之時。雨大ふりき
爾其雨をも避ず。前殿戸に參伏バ。違ひて後戸に出給ひ。後
殿戸に參伏バ。違ひて前戸に出給ふ
爾匍匐進赴て庭中に跪居時に。水潦腰に至り。其臣紅紐著
たる青摺衣を服たりけれバ。水潦紅紐に拂て。青皆紅色に
變りぬ

爾口子臣の妹。口比賣大後に仕奉れり。故是口比賣歌曰
爾大后其所由を問給ふ時に。僕之兄口子臣也と答白き
爾天皇。其大后の所坐殿戸に御立して歌曰

やましろの
山代
ものまをす
簡木宮
あがせのさみば
晋兄君者
なみだぐましゆ
渡
物申

於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美。三人して議りて。天
皇に奏しめけらくは。大后幸行る所以ハ。奴理能美が所養
虫。一度は匂虫に爲り。一度は殻に爲り。一度は飛鳥に爲り
て。二色に變る奇虫あり。此虫を行入坐せるに耳あれ。
更に異心は坐さず。如此奏す時に。天皇然は吾も奇異と思
へば。見に行など詔給ひて。大宮より上幸行て。奴理能美が
家に入坐る時に。其奴理能美己が養る三種の虫を。大后に
獻りき

御虫。は只凡ての虫を云なり
般。は卵なりカヒコを訓べし和名抄に卵和名
加比古。是よりカヒコを訓べし和名抄に卵和名
三色。ミクサを訓べし紀に八色雷公、八色
之姓なごあり
耳、ノ字コソアレを訓へき事首卷にいへり
無異心。ケシキミコソロハマサズを訓べし上
巻に出づ
行な。のなはむと同ト古言なり
上幸行。そは山代川を大御船より泝ますを
云ふ
大后に獻。天皇を大后の御許に入まさしめて
御中らひを直し奉らんための謀事なり
ツキネフ。よりウチシガホネまでの四句上に
出たり此はサワサワの序なり
サワサワ。は上より櫻の意は清々にて清潔
なるないふ大根は色も味も清潔なる物なれば
なり。其を喧擾の意に取てよませ給ひて大后
の頬してさわがしく詔ふよしなり
ナガイヘセコソ。は汝が言せらればこそ意な
るを。汝が言せらればこそ意な
ウチアタス。は向ひを見渡す事なり万葉に打

爾天皇。其大后の所坐殿戸に御立して歌曰
つぎねふ
冠辭
こくはもち
木錠持
さわざわに
うちわたす
打渡
きいりまるくれ
來入參來
やましろめの
山代女
うちしおほね
打大根
ながいへせこそ
汝之言
やがはえなす
彌木榮如

此天皇と大后と。所歌之六歌ハ。志都歌の返歌なり
ミヤサハシタルムウタ
シヅウタ
カヘシウタ

渡す竹田の原に古今集に打渡す彼方人になど
あり
ヤガハエナス。は平野祭の祝詞にイヤ高ニ、イヤ廣ニ、イガシヤケ
リ、イカシば嚴父重タフコトと書きヤクハエ、は彌木榮ミコハエなり扱此にかく詔
もの姫してさはワレかしく言給へばこそ朕ミトモはこらの御供奉人ミトモを引率
り此まで七首の内に口比賣の歌一つを除きて六首なり ○ 志都歌
り、因其詞を易へたる蔡二歌ふ歌を返歌せ云返物ミタモノ也ふも是なり

一傳州記

一本管。此皇女を醫給へるなり女を管にたゞ
へたるは万葉七に眞玉付、越能管原、吾不刈、
ヒトノカラックラシキスガハラ人之薙巻、惜管原
子不持。八田皇女の御腹に皇子のおはしまさ
ぐれば一本管にたゞへて惜ませ給ふなり
タチカアレナム、は立躰さは立榮ゆきふ裏
なり

コトナコソのは俗言に「口でこそさいふに同ト」
一首の意は言にこそ容易く管原ともいはめ實
は清々しき我妻なりと詔ふなり

ヨシトキコサハ。は我をよしこ詔はぐなり

詔ふといふべきをキコスといふ例万葉十二
ソラコトモアヘントキコセコヒノナタニ
に空言毛將相跡令聞懸之名種爾さあり

御名代上に出づ ○八田部。凡て某部といふ
稱の事は上にいへり、和名抄に攝津國八田郡
郡八部部郷あり ○紀に三十八年春正月癸酉
朔戊寅立二八田皇女二爲二皇后一

天皇八田若郎女を戀給ひて。御歌を遺賜へる其歌曰
やたの
八田
こもたず
子不持
あたらすがはら
可惜
すけはらといはめ
原言
あたらすがしめ
可惜清
ひともとすけは
たちかあれなむ
立歎將荒
ことをこそ
ひともとすけは
あはきみし
本管
ひとりをりとも
よしこさば
好獨居雖
ひやたの
八田
ひとりをりとも
ひよしこさば
天皇
ひとりをりとも
ひよしこさば
天皇
故八田の若郎女の御名代として。八田部を定め給ひ

媒。中人の意なり今世にもなきうございへり
乞。は中巻明宮段に出づ
大后。は石之比賣なり
強。オメシと訓べし嫉妬深くて强悍坐すをい
ふ
不治。おもほすまに召入て寵給メテばめないふ
ふなり
ワガオホキミノ。吾と親しみかしづきて 詔ノタマ
オロスハタ。は織オラす眼ヘムなりオルを延てオラス
ともオロスともいふは古言の常なり
タガ力子口力モ。誰之料歎カチカチなり口もモも助辭
なり
タカユク。は冠辭なり
ミオスヒガ子。御カチむすひ料なりガ子は中昔の
書共に皇后になり給ふべき姫君を后カチがれ皇太
子に立給ふべき皇子を坊カチがれ又博士カチがれ翌カチ
ねなど云るガ子にて此も速魏別王の御誤にす
るための織ものといふ事なりオスヒは上代に

標注 古事記下卷讀本

此時。其夫速總別王の到來之時に。其妻女鳥王歌曰。

ひばりは あめにかける
鶴雀者 天翔

さゞきどらさね

はやぶさわけ

此時。は誤字かと縣居筆いはれたり。
夫。はヲ訓べし和名抄に乎字止あるは後
なり上巻須勢理毘賣命の御歌にナチオキテ、
ヲハナシさあり。
タカユクヤ、ハヤアサワタ。二句上なるに同
ト。
サキトラサキ。は黒鷺取されなりトレを延
てトラセさいふは常なるを又かくネさいふも
一ツの格なり行けをゆきされ遺れをやらされなどいふ類皆此格なり扱此は大雀命を賦給へといふたまへり其は天皇に從ひ奉らず速總別王に婚給
へれば御告めあらむ事を恐しくひしこみてなるべし

倉椅山。大和國十市郡にあり

天皇此歌を聞して。即軍を興して殺給はんとす
爾速總別王。女鳥王。共に逃退て。倉椅山に臍ましき。於是速
總別王歌曰。

ハシタテノ。は冠辭
サカシミト。はさかしさにと云むが如し
アガテトラスセ。トラスはトルを延たる言也。
は助辭なり
一首の意倉椅山の喰しきに岩に搔付つゝ登る
に女鳥王は岩にも得搔付給はで我手に取着給
ふ事よきなり

はしたての
樹立之
さがしみど
喰立之
わかつどらすも
吾手取
くらばしやまを
倉椅山
いはかきかねて
岩搔不得

又歌曰

はしたての

くらばしやまは

サカシケド。は喰しけれどなり
一首の意明かなり

宇陀。大和國宇陀郡なり
蘇邇。宇陀郡東の極の山中にて今は村ありて
曾爾谷。いふ

山部大楯連。詳ならず紀の傳へは姓名異なり
玉劍。は和名抄に在背上二者名レ之爲劍比知

万伎。さあり冠辭考の 鍔碧、拆鍔、玉劍など
の條々に詳なり

朝參。ミカトマ井リスを訓べし

其王之。女鳥王なり
参赴。マ井レリと訓べし

大御酒柏。中巻明宮段に詳なり
引退。ヒキソクを訓べし退け罷出しあ給ふな
り

其王等。は速總別王と女鳥王なり
退賜。紀傳にキラヒタマヘレと訓めり
異事。ケナルコトを訓べし

夫之。ソレノと訓べし大楯連を指て詔ふなり
奴乎。朝倉宮段に、天皇詔者、奴乎。已家傳ニ
天皇之御舍ニ而追即遣レ人命レ燒ニ其家ニある
さ語の勢も罪を告め給ふさまも全同トきを思
ふべし

さがしけど
喰立之
さがしきもあらず
不有

いもとのほれば
妹登者

さがしきもあらず
不有

いもとのほれば
妹登者

故其地より逃亡て宇陀之蘇邇に到至せる時に。御軍追到
て殺まつりき
其將軍山部大楯連。其女鳥王の御手に所纏玉劍を取て己
妻に與たりき

此時之後。豐樂爲給はんとする時に。氏々の女等皆朝參す
爾大楯連之妻。其王の玉劍を己が手に纏て參赴り。於是大
后石之日賣命。自大御酒の柏を取して。諸氏々の女等に賜
ひき
爾大后其玉劍を見知給ひて。御酒の柏を賜はずて。乃引退給
ひて。其夫大楯連を召出で。詔はく其王等無禮に因て退賜
へる。是者異事なく耳。夫之奴乎。己君の御手に所纏玉劍を。
膚も燐に剥持来て。即己妻に與たること、給ひて。乃死刑

オホキミヤツコ
ヤツコ
ミコ
己君。は古は王臣を分ちて臣は凡て皇子
たちを君とする事傳四十の三十三葉に委しく
いへり上に奴乎と詔ふも只賤しめたるのみに非
所爲の情なくむくつけき事を詔ふなり ○死刑
日女島。攝津國西成郡にあり

アダ・アル・トキ
トヨノアカリシ
ヒ
メ・ラマ
イデ・マセル

に行ひ給ひま

亦一時天皇豐樂爲給はんとして。日女島に幸行之時に。其島に雁卵生たりき。爾建内宿禰命を召して。歌以て雁の卵生る状を問し給へる。其歌曰

ウチノアソ。は建内宿禰を詔ふなりアソはア
ソミの省きアソミは吾兄臣の切りたるにて親
しみ崇めていふ稱ナリ
天武天皇の御代より朝臣と書いて姓の戸を定
給ヘリ
ナコソハ。はコソもハも辭にて汝を詔ふなり
世の長人。は紀に國の長人ともあれば世の中
になく選長き人ないふなり
ソラミツ。冠辭考に詳なり
一首の意此日本國に鷦の子を生るは未聞ざる
なり内の朝臣よ世の中にて長人は汝にこそあ
れば聞る事ありやと詔ふなり
タカヒカル。ヒノヨコニ匁上に出づ此は此天
皇を指て申率るなり

うちのあそ
よのながひと
やまとくにに
世長人國
きくや
聞乎
日本
かだりコテ
冠辭
そらみつ
かりこむと
鳳子産
於是建内宿禰。歌以て語白さく
たかひかる
うべしこそ
あれこそば
よのながひと
世長人
あまこそに
詠社
吾眞
たまきはる
冠辭
なこそば
汝社
たまきはる
うちのあそ
よのながひと
やまとくにに
世長人國
きくや
聞乎
日本
かだりコテ
冠辭
そらみつ
かりこむと
鳳子産
於是建内宿禰。歌以て語白さく
たかひかる
うべしこそ
あれこそば
よのながひと
世長人
あまこそに
詠社
吾眞

ウベシコソ。は諾しこそなりシは助辭コソは
辭なり
マコソニ。は眞こそになりコソもニも辭なり
後世にケニこそといふに通ヘリ
アレコソハ。田ノナカヒトなれどもといふ意
を含めり
一首の意天皇此事を吾に問賜ふこそ現にこそ
わりに侍れ詔はする如く世の中の長人は吾に
社侍れされども此儀の國にして鷦の子生めり
さいふ事は此齡になり侍るまでいまに承はら
ぬこせに侍りといへるなり
御琴給り。は御琴を申請てなりタマハルは賜
ふを受る方よりいふ言なる故に古書には多く
た承はらぬ鷦の子を産たるは汝王モ後遂に天
皇いまだ皇子にてましくける時の事なるべ
河内人奏_下言於_二茨田堤_一鷦産之上即日遣レ使令レ
安郡などの川なるべし
免寸河。免字_{ワツナ}決く寫誤なりいづれ河内國高
一高木。一字讀べからず
高安山河内國高安郡の東の方にあり
上代には大木のありし事紀の景行卷、筑後風
土紀等にも彼此見えたり
枯野。枯は輕の意なる事此紀も書紀も同ト野
の意未考得す
大御水。天皇に奉る料なれば大御といへりモ
ヒ上に詳なり

そらみつ
やまとのくによ
いまだきかず
かりこむと
雁子産未聞
如此白して御琴給はりて歌曰
ながみこや
かりばこむらし
鷗者子産
此ハ本岐歌の片歌なり
つひにしらむと
経時知
この御世に免寸河の西の方に一高木有けり其樹の影。旦
日に當れば淡道島に逮び。夕日に當れば高安山を越えき。
故是樹を切て船に造れるに。甚捷行之船にぞありける。時
に其船號を枯野とぞ謂ける
故是船を以て。旦夕に淡道島の寒泉を酌て。大御水獻りき。

作琴。體源抄に筆の甲の木は舊記云鹽風に吹
れたる日あたりの孫枝ヒツエを用ふべきなりといへ
り然ば船の木も久しく潮になれば琴印に
よきなるべし

茲船破壊フンフチノヤブレたる以モて。鹽シホを焼き。其燒遺トケンコレス
りしに。其音七里ソノオトナ・サトに響キコエたりき。爾歌曰カレカラダニ

ユラノト。は淡路國津名郡由良湊ミナトセトなり
トナカノ。は門中之にて凡て水門追門など之
門は船の出入る口なり
門中。とは其處の海上をいふなり
イタリニ。は海石なりクリといふに付て栗を
思ひて小き石といふは非なり
フレタツ。明宮段末に振浪比禮、振風比禮フム
ある處にいへる如く波の立をも風の吹をも振
さいへは其振る浪に摘要されて海中の岩に生
立るなり

ナツノキ。は海水に浸漬りて立る木をナツノキとはいへるなり此木は荻葭などの類ないふなるべし扱ユラノトより此まで五句は結のサヤー、ない
はむための序にて葦荻などの浪にゆられて其葉のさやく、と動き鳴る音を以てつけたるなり ○サヤくは亮々にて此琴の音の鏗鏘なるをいへ
るなり中卷明宮段の歌にフュキノス、カラガシタキノ、サヤサヤあるを同し格なり ○志都歌之返歌上に出づ

茲船破壊たる以て。鹽を焼き。其燒遺る木を
りしに。其音七里に響たりき。爾歌曰
からぬを
枯野
志があより
其餘
かきひくや
搔彈
となかの
門中
ふれたり
撮立
さやく
亮々
此ハ志都歌の返歌なり

此天皇御年。捌拾參歲。御陵ハ毛受之耳原に在り

履中天皇
伊波禮。は大和國十市郡なり
若櫻宮。田嶋。は紀三年の所に詳なり

伊邪本和氣命。伊波禮の若櫻宮に坐まして天下治めしき。
此天皇。葛城の曾都毘古の子。葦田宿禰の女。名を黒比賣命
に娶まして。生ませる御子。市邊忍齒王。次に御馬王。次に妹
青海郎女。亦名ば飯豊郎女ミコトノマノオシハノミコト三柱
本難波宮に坐し時。大嘗モトナコハに坐して。豐明爲す時に。大御酒に
宇良宜て。大御寢モトミコトましき。爾其弟墨江中王。天皇を取よつら
むとして。大殿に火を着たりき
盜出。とは天皇を竊に出し奉るをいふ凡てス
スムとは人の許さぬ事を竊に物するを云ふ此
は天皇は甚く醉て熟く御眠ませるほどにてか
くせしな御自もあろしめさゞりしなり
多遅比野。河内國丹比郡なり

於は倭漢直の祖。阿知直。盜出で。御馬に乘まつりて。倭に幸
まさしめき。故多遅比野に到まして。寤まして。此間へ何處
ぞと詔給ひき。爾阿知直白さく。墨江中王。大殿に火を着給
へり。故率奉りて倭に逃ゆくなりと白き。爾天皇歌曰
たぢひぬに
ねむとしりせは

タフコセ。和名抄に釋名云櫛壁以席櫛著
於壁也。漢語抄に云防壁多都古毛カツコモあり

丹比野
防壁
持來

ねむとしりせは

モチテコマシモノ。ものな云べきをモノ。さ
ばかりいふ例古歌に多し一首の意。く此野に
庭むと牋て知らば立画らさん料に防壁なも持て來べきものなかあらんともしらで持て來ざりし事よさなり。

波道賦坂に到まして。難波宮を望見給へば其火猶炳く見
えたり。爾天皇亦歌曰。

ハニフザカ。は河内國丹南郡なり

カギロヒノ。冠辭考に詳なり

山口。此は河内の方より上る國なり。
一女人遇。チミナアヘリを訓べし一字讀へか
らす又女人にさ爾を添て訓むは後世の語なり
當麻道。河内の石川郡より大和の葛下郡へ越
る山路なり

アフヤサトメヲ。處女爾といふべきをナシ
ふ事古へ此例多し
タドニハノラズ。直に行べき大坂の道の事を
ば告ずしてなり人に物を言聞す事なノルとい
ふは古言なり

故大坂山口に到幸之時に。一女人遇へり。其女人白さく兵
持る人等。多茲山を塞をり。當岐麻道より廻て越幸ますべ
しと白き。爾天皇歌曰。

あほさかに
大坂
みちとへば
道問
たきよぢをのる

あふやをどりを
遇
島女
たゞにはのらず
直不告

故上幸まして。石上の神官に坐ましき

参赴。マ井キマシテと訓べし中巻白櫻原宮段
に見ゆ
令謁。マサシメ給ふと訓べし先づ人を入れて
參赴せる由を申さしめ玉ふなり
天皇詔しめ云々は人を出して宣らしめ給ふな
り
同心。心を合せて與するないふ扱同なガナシ
さいふも古言なり
相言じ。は穴穂宮段に我所相言之頃子者云々
さあり人に達て互に物言ふ事なり

所近習。はチカクツカヘマツルと訓べし紀仁
總卷に近習舍人。推古參學明卷に近習者
者などあり
天皇。此はスメラと訓べし古言なり凡て才ホ
キミと訓て宜きありスマミコトと訓て宜き
あり其所の狀によるべし
縣多。モノサハニと訓べし紀に欽明卷に賞経
皇極卷に給レ縁。さあり
鷹。カシセさいふ事上に出づ
鷹何二字をカカヒセと訓むべし
故曾婆詞理を率て倭に上幸ます時に。大坂山口に到まし

一一一

既。ひゝる所に用ふ事古の語なるべし序に已^{ツカ}レ訓云々をあるは盡く全くの意なり
不義。上代には義に違ひて邪に惡き事をばキ
タナシといへり
不賽。はムクナズと訓べし
信なし。類聚名義抄、字鏡集等にシルシを注
せり

て以爲は。曾婆詎理吾爲に大功あれども。既に己君を殺出
つれるは。是不義なり。然共其功を賽ずば。信なしと謂まし。
既其信を行は。還りて其情こそ惶けれ。故其功ば報ゆど
も。其正身をば滅てむとぞ以爲しける

其情こそ懼けれ、は曾^{カレ}御理^{ヨリ}を大臣^ノと仕は
ひなる害をなすらん其心^{カレヨ}恐しこなり
正身。上に出づ此はソバカリが身をいふなり
大臣位。大臣は位には非るを位といふは古言
なり古へは位即ち官にて別にはあらず況や大
臣は古は官には非ず^{ダントニナ}稱^シにて自其位ありし
なり
爲。はセシテ^{シテ}と訓べし爲賜ひてといふ意の古
言なり
拜しめ。古の定まる式なるべし續紀廿七に
去三道^{ミサト}見^{シテ}有^ス名前^{ナシ}、大臣^ノと置^シ御事^{シテ}之^ヲ

近飛鳥。紀に自ニ大坂一向レ倭至ニ于飛鳥山ニ和
語聞レ榆爲ニ勝利ニ宜レ用ニ金椀ニ二字ニさあり
玉鏡大神宮儀式帳ニ水眞利三百口、和名抄古
面を際す大鏡。こは盛りたる酒を飲む時に面
の覆るばひり大なる鏡をいふ鏡は紀神代卷に
リ

名抄河内國安宿郡（安須加部）。今は古市郡に遠飛鳥。は大和國高市郡なり此名ニ所共に此水齒別命の御世になりて丹比之槿垣宮より近き遼きを以ていへるなり扱飛鳥をアスカと訓むはトフトリの明日香といふ枕辭の字をやかてアスカと訓めるなり春日を加須賀と訓むも同ト例なり

政既平。は中巻水垣段に詳なり考へ合すべし阿知直。姓氏錄に職人阿智王之後也内職官都賀直アカサキ四世孫東人直之後也と見ゆかれば阿知直より初て子孫に至るまで職官に任れしなり、此に始まるは職官の始にはあらずで阿知直に職ツカサキらしむるが始なり猶職官の事は職員令に詳なり

田タトコロヲ地チヤリ一興ニ于漢彦マヒコ一なごあると同じさまに聞
ゆればなり

反正天皇

諸陵式ノ百舌鳥耳原南陵磐余難櫻宮御宇履中
天皇在チヤリ和泉國大鳥郡ハシモツシキ一さあり和泉志ハシモツシに大山陵の
紀には元年冬十月都ニ於河内國丹比タヌミ一是謂ニ榮
饗宮ニさあれども皇子にて坐シムほシムごより此
多治比タジヒに住給スルひし事多治比水齒別命タジヒミズカノヘイを申せし
にて知スルべし

て既珠アニダマを貫けるが如なりき

九尺二寸半。尺をサカといふは此字音を取れるものか。將本より古言。かすをキざいふは刻の意なり。万葉に玉刻春と伎に刻字を書るも其意にてキダ、キザムなどの本語なり。押二寸半は二寸五分ないふなれば此半はイツキタを調べし紀孝德卷に二尺半をフタサカアマリイツキと訓るに效ふべし。○御歎長。長はナガサと訓べし凡て立る物にはタケといひ然あらぬ物にはナガサといふ二分。はフタキダと訓べし紀景行卷に碩田といふ國名見えて此云「於保岐陀」であるは和名抄に豐後國大分郡さある地なり是キタに分字を用ひたり寸分の分の意なるべし。○等齊ヒテは俗云揃ふなり。○紀には生而齒如二骨一容姿美麗とのみあり。

財王。紀には皇女ミコトあり。此紀には皇子皇女共に只王ミコト記せる例なれば男女の別知ミコトたし

紀には御年は記されず

毛受野。諸陵式に百舌鳥耳原北陵丹比柴雞宮御宇反正天皇在二和泉國大島郡ミコトあり。和泉志

に在二大山陵北二屬三中筋村今稱稻井原陵云

さあり

允恭天皇

遠飛鳥の事は若櫻宮段にいへり

長田大郎女。長田地名なるべし此は履中天皇の御子なるか。粉誤りたる傳なり

衣通郡女。此御名ソトホシと訓べし。扱此御名を紀に皇后大中津比賣の御妹弟姫の亦名させ

るは傳の異なるなり。いづれ正しからむ

天皇丸邇之許若登臣の女都怒郎女ムスイフクを娶て。生ませる御子。

甲斐郎女カヒラヲ。次に都夫良郎女ムスイフク二

又同臣の女弟比賣を娶て。生ませる御子。財王。次に多詞辨郎女ムスイフク。并て四王アヘセよしき

天皇の御年。陸拾歲。御陵は毛受野モスヌスに在り

遠飛鳥宮

男淺津間若子宿禰命。遠飛鳥宮に坐ムスイフクとして天下治めしき。

此天皇意富本杼王の妹。忍阪之太中津比賣命に娶まして。

生ませる御子。木梨之輕王。次に長田大郎女。次に境之黒日

子王。次に穴穂命。次に輕大郎女。亦名は衣通郎女ムスイフク御名を

衣通王

大長谷命、長谷に住ましミコトなるべし。御宇ムスイフクせし大宮も即其所なりき

穴穂命。安康天皇なり

大長谷命。雄畧天皇なり

一長病。ウチハヘタルヤマヒと訓べし。長く久しき病なり

大后。は忍坂の大中津比賣命なり

諸卿等。マヘツキミタチと訓べし天皇の御前に候ふ公等ミコトいふ事なり

八十一艘。は紀に八十艘ミコトあり。いづれか正しからむ

金波鎮漢紀武。金は姓なり。新羅王の姓。金なれば其族なるべし。波鎮は彼國の雷なり。漢紀は彼國の王族の號なり

治差。差の字は義を以て添たるなり

帝皇。紀仁德卷に御宇帝皇又帝皇之子などあり。古ちくも書奉りしなり。スマラガと訓べし之を名々。名は本其人の行狀容貌、由縁を贊ムスメ稱ムスメ。古來之の名義は水野秋彦の明解あり。如聞

歎詞卷十四に見ゆ

拓古は氏々の職業各定りて世々相繼て仕奉つ

れば其職即其家の名なる故に即其職業をさしても名を云り扱其は其家に世々に傳る故に甘名即又姓の如しされば名をいふは職に即氏々といふに同ト

氏姓。はウザ、カバネと訓へしウザといふ物は常に人の心得たるが如しカバネといふはウザを尊みたる號にして即ウザかもいふなり源傳三十九十四葉に詳なり ○忤過は凡て氏姓ひ又鶴る者もありしなり ○言八十禍津日前リ ○玖詞武。クカは紀に盟神探湯此云ニ區を糺し定め給ふなり ○刑部は忍阪部なれども其の事は御名代をもせるが如く天皇の深く寵幸給ひて御名代をも

又木梨之輕太子の御名代と爲て。輕部を定給ひ。大后の御
名代と爲て。刑部を定給ひ。大后の弟田井中比賣の御名代
として。河部を定給ひき

御年。紀には時年若干さあり、一本には年八十一とも六十八ともあり
惠賀長枝。とは諸陵式に惠我長野北陵、遼飛鳥

巴
黎
世
界

天皇御年。漆拾捌歳。御陵は河内の惠賀長枝に在り。
御宇允恭天皇在^{ナリ}河内國志紀郡一^{ミタニ}さあり河内志に在^{ミタニ}志紀郡澤田村一^{ミタニ}見ゆ
天皇崩^{カムアガリ}まして後^モ木梨之輕太子^{カルノミコトヒツキシロシメス}。日繼所知に定まれるを。未^{イマダ}
位に即給^{ミタニ}ばざりし間に。その伊呂妹輕大郎女に軒^{ツバ}けて歌^{ミツヅ}

シタビチワシセ。ワシセはワシラセの略語なり走は水の行くないふ此は山田を佃るに山の

高くて水の掛り難き故に地の下より樋を通じて水を通はすなり。扱此迄の四句は次の句をいはんさての序なり。

シタドヒニ。は彼下樋の水の地中を行如く下
に忍びて要聴するなり。

ワガトフイモチ。は吾聘妻をなりサはヨ。とい
はむが如し吹なるも同ト。○シタナキニ。は
夜今年なごのコに準へても知べし。○ヤスク
次なる夷振之上歌の所考合すべし。

タシニ。二〇。朝倉宮段大御歌にもタシニハ井子ズヲ見え猶慥ダキシてふ言は万葉十二タシカナルツカヒチナミトに慥タシニ使乎無跡、又出雲風土記に丁寧所造國タシニサタケレルタクニナリ在云々タシニあり。

ヒトハカユトタシニ人とは百官人タシニなざないふハカユトタシニはハカラユタシニのラタシニを省けるにて例は齊明紀の大御歌にイユシトタシニ緊タシニタ川邊タシニノ云々タシニイユは被射タシニいふ言タシニなりこれらにて語の格タシニをえるべし。

タルハシトタシニは要タシニき妹タシニといふ意タシニなり

サ子シサ子テバはサタシニは例の眞タシニの意タシニにて凡タシニて佐タシニ般タシニといふは男女熟タシニく寢タシニる事タシニなり

うつやあられの
打ハシ
あねてむのちは
車カミ腰ウエ
うるはしと
愛アメ
かりごもの
冠カミ辭ハシ
さねしさねてば

ミタレバミタレ。は亂者ミタレバミタレ亂なり下にヨを加へ
とすべし初一首は體に逢見て後はたゞひ百官人

や心は亂れば亂れよと詔へるなり。○夷振は上巻に見ゆ上歌は紀にオキツトリ云ミアカダマノ云々凡此贈答二首歌曰「落歌」見え、神樂採物歌子ノ音振によりての名なり。

記傳卅九
背は。同母妹に奸給へる故なり抑古は同母兄弟をハラカラといひて殊に親しく異母兄弟は疎くしてハラカラとせず故異母兄弟相婚事は常なりき同母兄弟奸くる事は上代より重く忌たり

内字は前を誤るならん

今時の矢。ば尋常の鐵の鐵なるないふなり
門。はカナトと訓べし
大冰雨。只ヒサメと訓べし

カクヨリコ子。は引率ませる御方の軍士に詔
へるなり書か如く皆此門に進寄て攻ふといふ
事を折しも雨ふれば雨やざりせんといふによ
せて詔へるなり
手を舉膝を打。大前宿禰のまくする由は穴穂
皇子の圍み給ふを防戦ふ意なく驚きたる心な
きを示せるは歌又白せる語を合せて心得べし
参來。は穴穂皇子の御許になり
讐詞那傳。は舞ひて手を動かしはたらかすな
り

是以百官及天下の人等輕太子に背て。穴穂御子に歸ぬ。爾
輕太子畏て大前小前宿禰大臣の家に逃入て。兵器を備作
給ひき。爾時所作矢ハ其箭の内を銅に
穴穂王子も兵器を作給ふ。此王子作らせし矢也。是を穴穂箭といふ
是穴穂御子軍を興して。大前小前宿禰の家を圍給ふ。爾其
門に到ませる時に大冰雨零りき。故歌曰給く

おほよへ
大前宿禰
かなどかけ
雨家門立止
あめたちやめむ
爾その大前小前宿禰。手を舉膝を打。讐詞那傳歌ひ参來。そ
の歌曰

みやびとの
宮人
をよへすくねが
小前宿禰
かくよりこね
かくよりこね
如此備來
わくよ
みやびとの
足結小鈴
あゆひのこすゞ

みやびとのよむ

宮人響動

おちにきと
落去
さとびともゆめ
里人謹

此歌は宮人振なり

足結之小鈴。紀の雄畠卷に大臣出立於庭二索ニ
脚帶二時大臣妻持二束脚帶。信矣傷懷而歌曰云
々萬葉七に足結者所沾なぞあり寄なかゝげて
膝のあたり折にて結固むる紐と聞ゆ古は足結
にも餘な着たりしなり、一首の意は此度太子
を減し給はんはいき易き事なるに御軍を起し玉ふは足結の小鈴の落失たるに宮人里人の睡くが如しゆめく。睡ぎ給ふ事なれ太子をば已易く捕へ
て奉らんとの意を含めたるなり。○宮人振とは歌の初の詞を取て名けたるものなり。○謹は禁止る言なり万葉三に浪立莫謹さあり

參歸。はまつろひて参れるなり故に歸の字を
書り
天皇之御子。は穴穂皇子をさして申せり
伊呂兄王。は輕太子なり

如此歌ひつゝ參歸て白しけらく。我天皇之御子。伊呂兄王
をせめ給ふな。若せめ給はば必人喰はむ。僕捕て貢進らむ
及兵

と白しき
爾兵を解て退坐しき。故大前小前宿禰。其輕太子を捕へて。
率て参出て貢進りき。其太子捕らえて歌曰給ばく

アーダム。は輕の冠辭なり
イタナカバ。は甚泣者なり万葉三に君爾戀痛
毛爲便奈美などある痛くさいふに同ト
ハサノヤマノ。地名なれども不詳
ハトノ。は鳥のにてノに如くの意を添て心得
べし
シタナキニナケ。密て下に泣けと詔ふなり

又歌曰

あまだむ
天飛
いたなかは
甚泣者
はさのやまの
はどの
鳴之

記傳卅九
ノ四十六

シタニモ。は下々にもなり下泣の下さ同ト
くシスビ。にさいはんが如し
ヨリネテトホレ。ヨリは物の陰などに倚隠る
るなり。ネバナエの切りたる言にて身を潜めて
屈み行ないふ此御句の意は道にても人に忍びて物のかげなどにより身を潜めて行過ぎよ甚く悲泣ナツさまを人に知らるなと詔へるにて上の御歌を同
ト意なり

伊余の湯。伊豫國温泉郡なり
流。はハナチマツリキ、と訓むべし浪松中納
言物語に公に距せられ賜ひて筑紫へハナタ
レおはせしに云々などあるは流説をいへる古
言の残れるなるべし
流たえ。のえはれの意なり

アガナトハサネ。はトヘを延てトハセといひ
又延てトハサネをいふなり名を問へとは吾
上をへきいふ事なり人の安否を問ふには某
はいかにさ名ないひて問へばなり
天田振。ば上なる二首の初の言を取てアマタ
ム振さいふなり
オホキミナ。大君をにて御自詔へるなり
シマニハフラバ。シマは四國の伊豫ないふハ
フラハ、は放棄遺る意なり
フナアマリ。船餘りにて還來むの枕辭なり
イカヘリコムゾ。回將來ぞにて伊は發語なり

拵此は島には留らずして回り來むさいふ意に
て大郎女の御心を慰めんためにかくは詔へる
なり
アカタミユメ。吾疊とは常に座もし寝もす
る床の席ないふなり古は旅行せし人の席を大切にせし趣古き歌共に多く見えたり此御句も吾疊をゆめく過ちし給ふなど詔へるなり此迄五句に
て一首の歌なるを次三句は其餘れる意を片歌以ていひ足し給へるなり ○コトヲコソ。は言をこそなり此間高津宮段の大御歌に見ゆ考合すべし
タミトイハメ。口でこそたまみさいはめなり ○アガツマハユメ。は吾妻はゆめなり大郎女をさして詔へり三句の總ての意は口にこそ世の人の
いふならひの如く疊とはいへ實は疊のみには非す吾妻ゆめく過なく平安くて吾還るを待給へと詔へるなり 此御歌は書紀には二十四年夏六月
云々太子是爲ニ諸君不^{アラフ}得レ罪則流ニ輕大郎女於伊豫。是時太子歌之曰、さて載せられたり傳への異なるなり

ノ記傳卅九
ノ五六

夏草。は冠辭なり
アヒ子ノハマ。伊豫國にある地名なるべし
カキガヒニ。は鰯の身を取りたる殻ないふな
るべし
アカシテトホレ。そは彼足を傷ふべき鱗殻を
よく掃ひ退けて道を明けて行去給へさいふな
り万葉十一に櫻麻乃苔原之下草露有者。アカシテイユサヘハシトモアカシテイユサヘハシトモアカシテイユサヘハシトモアカシテイ
不^{アラフ}場懸幕。オモヒカ子、と訓べし万葉十一に
山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得など猶多くあり
道往。往はイマスと訓べし万葉三に好爲而伊
麻世荒其路ぞあり然るに此イマスをイキマ
スイニマスの略と心得るは非なり

あまだむ

かるをどめ

志たゝにも

よりねてとほれ

かるをどめども

倚無行去

故其輕太子をば。伊余の湯に流まつりき。亦流たえ給はん
とせし時に。歌曰給はく

とりもつかひぞ
きこえむときば

あまどふ

志まにはあらば
島放聞時

たつがねの

いかへりこむぞ

ふなあまり

ことをこそ

わがたゝみゆめ

言

此三歌は天田振なり又歌曰給はく

おほきみを

島放聞時

たくみといはめ。
わかつまばゆめ

吾妻者謹

此歌は夷振之片下なり

其衣通王歌を獻る其歌曰

なつくさの

アヒヌのはまの

夏草

アシフマヌ

明

アシフマヌ

かきがひに

アシフマヌ

あかしてとほれ

アシフマヌ

きみがゆき

アシフマヌ

やまたづの

アシフマヌ

山新之

アシフマヌ

故後に亦戀慕不堪て。追往ます時に。歌曰

アシフマヌ

まつにはまたじ
待 不待

此に山多豆云者是今造木者也

キミガユキ。君は太子な指せり行は体言にして旅行の事なり万葉三に吾行者久者イ有などあり
ケナガクナリス。は月日長くなりぬなりケは來經の切まりたる言來經は年月日の經行事なり ○ヤマタツノ。は山新之なるべくムカへの冠辭なり
和名テサノと見えたり新は又か吾方へ向へて用ふ物なればなり ○ムカヘサユカム。は迎に行さいふに同トチは助辭なり ○マツニハマタジ。そ
ば待に不レ堪なり上にモヒカ子テあるを合せておもふに信に其意なるべし
註に是今造木者也。は造字は建を誤れるものなるべし建木は借字にて即立削鋸などある名なり

待情。は衣通王を太子の待おもほせるなり

コモリクノ。は長谷の冠辭なり

オホチニハ。大映にはなり

オホチニシ。のシは助辭なり

ナガサタメル。此句詳ならざるが故に上なる

事も何由さも知がたし

オモヒツマアハレ。此迄一首にて次は別歌と聞えたるをはやくよりつけて一つ歌として傳へたるなるべし

ツクユミノ。根木の弓なり

コヤルコヤリセ。伏をコヤルさいふは古言なり

タテリタアル。此コヤル、タテリ云々は弓を

久しく伏置立置たるに相見の程をたゞへたる

なり櫛弓と絆弓二ツないひ又伏立二ツに

云るは古の歌の文にて意は只弓を取らで置く

よしのみなり

ノチセトリミル。は彼置たる弓を又手に取見るにて別居給へりしも後今又相見給ふ醫へなり

故追到之時に待懷て歌曰

こもりくの

隠國

あほをくには

さをくには

あほをくには

はたぱりたて

はたぱりたて

ながさだりる

はたぱりたて

安康天皇
穴穗宮。此宮の御趾帝王編年紀に山邊郡石上

左大臣家西南古川南地是也。さあり大和志に山邊郡田村に在さいへり。

大日下王。は仁德天皇の御子なり。

汝命の妹。古に某之妹を云は其同母妹なり。

四たび拜。私記に謂レ五爲ニ乎加無二言ニ乎禮加

加無一也。さいへり今世ナガムといふは只掌を

合す事。おもふは佛法の拜より云る佛事なり。

長瀬真幸の説傳に詳なり。

言以白事。只言にて、白すばかりにてはの意。

禮物。ヰヤシロを訓べしヰヤハヰヤマヒ申す

事シロは其奉る物質なり。上巻大山津見神の御

女を道々藝命に奉給ふ所に令ヒ持百取机代之

物一奉出さある是なり。

押木玉縫。押木詳ならず。

縫。は髪の飾にて玉にて縫たるものなるべし。

折此押木玉縫のいざめでたくうるはしき物な

りし事紀雄略卷十四年の所に見えたり。

讃。記應神卷に讃ニ音子天皇一ぞあり。

已妹や。のやは歎息の辭。

等族。といふは若日下王と大長谷王とは姨甥

にまして共に天皇の御子なれば、同品の御族

に坐す由なり下席に爲るさは大長谷王の妃に

なります事を云ふなり。婦をば夫の下にしく故

に下に敷れんさいふ意なり。只怒りて嘲りたる戯言のよしなり。

○取しげりて。は紀神武卷に撫鏡此云ニ都盧善能多加彌利辭鸞屬ニさあり天武卷に

按鏡をもかく訓めり。○根臣か此惡事顯れて殺されたる事紀雄略卷十四年に委しく見えたり。

○長田大郎女は履中天皇の御女なり。

神狀。は神の御命を祈請て、齋りて坐す所な

れば后と晝御寢ませるはいかゞされど諸本皆

神さあり。

既。はミ子マシキを訓べし。

先子。は先に大日下王に婚て生ませる御子

なり。

目弱王。紀に初中帝姫命生ニ眉輪王於大草香

皇子。乃依レ母以得レ免レ御常養ニ宮中ニあり

既。は報い復すなり。

邪心。上に出つ押目弱王の御父の仇を報い給

ふは邪心にも非れども天皇の御爲には邪心な

り。傍大刀。古天皇も御大刀を恒に大御身に副ませるを知るべし。

都夫良意富美。紀に聞大臣さあり公卿補任に

葛城國使主武内宿禰曾孫葛城豊津彦孫玉田宿禰子也。さあり大臣さあるは彼大前小前をも大臣と書るも同例の混ひなり。

穴穗御子。石上之穴穗宮に坐まして天下治めしき。天皇伊
呂弟大長谷王子の爲に坂本臣等之祖根臣を。大日下王の許に遣して。詔しめ給へらくば汝命の妹若日下王を大長谷王子に婚せむと。故貢べしと詔しめ給ひき。

爾大日下王。四たび拜て白給く。若如此大命も有むかと疑る故に外にも出さずて置つ。是恐し。大命の隨奉進むと白給ひき。然共言以白事は無禮と思はして。即其妹の禮物として押木之玉縫を持しめて貢獻き。

根臣即其禮物之玉縫を盜取て。大日下王を讒まつりけらく。大日下王ハ。勅令を受給はらずして。己妹や等族の下席に爲むといひて。横刀の手上取しはりて。怒ましつと曰しき。

故天皇太怒まして。大日下王を殺して。其王の嫡妻長田大郎女を取持來て。皇后と爲給ひき。

自此以後。天皇神牀に坐まして晝寢ましき。爾其后と語曰て。汝所思ありやと詔給ひければ。天皇の被澤の敦ければ。何所思か有むと答白給ひき。

於是其大后的先子目弱王。是年七歳になり給へり。是王當

于其時その殿下に遊ませりき。爾天皇其少王の殿下に遊

ませることを知めさずて。大后に詔言く。吾恒に所思あり。

何者汝の子目弱王。成人之時。吾其父王を殺し事を知なば。

還して邪心有むかと詔給ひき。

於是其殿下に遊ませる目弱王。此言を聞取りて。便天皇の御寢ませるを竊伺て。其傍なる大刀を取て。其天皇の頸を

打斬まつりて。都夫良意富美が家に逃入ましき。

天皇御年伍拾陸歲。御陵は菅原の伏見國に在り

記傳四十
ノ二十九

御年。紀には見えず。○伏見岡。諸陵式に管原伏見西陵石上穴穂宮御宇安康天皇在三大和國添下郡ニ云々あり大和志に在ニ寶來家色ニミアリ。童男。チグナさ調べし書紀に童男此云ニ鳥具奈さあり。チグナは髪に因れる稱にてウナヰのウナを通ひて聞ゆ尙中巻倭男具那命の下に詳なり。

怠緩。オホロカさ調べし紀仁德卷の大御歌に見えたり万葉にサホニさあるも同ト言なり。おろそ。おほさりなごいふも同意なり。怠。オホロカさ調べし上に怠緩の心さある。同言なるを字を畧きて書たるなり次に緩さのみあるも然なり。

矜。中巻倭建命段に見ゆ。

隨立。タチナカラさ調べし

記傳四十
ノ二十九

御年。紀には見えず。○伏見岡。諸陵式に管原伏見西陵石上穴穂宮御宇安康天皇在三大和國添下郡ニ云々あり大和志に在ニ寶來家色ニミアリ。

爾大長谷王子。當時童男にましける。即此事を聞して慷慨忿怒まして。乃其兄黒日子王の許に到して。人天皇を取つれり。那何に爲ましと曰給ひき。然に其黒日子王打も驚かずて怠緩なる心せり。

於是大長谷王其兄を嘗りて。一には天皇にまし。一には兄弟にますを。何も恃心なく。其兄を殺まつれる事を聞つゝ。亦黒日子王の如くなれば。即其衿を握て。引率来て。小治田に到て。穴を掘て。隨立に埋しかば。腰を埋む時に至りて。兩驚きもせずて。怠におもほせると言て。即其衿を握て控出

て。刀を抜て打殺し給ひき。

亦其兄白日子王に到して。前の如状告白し給ふに。緩なる。亦黒日子王の如くなれば。即其衿を握て。引率来て。小治田に到て。穴を掘て。隨立に埋しかば。腰を埋む時に至りて。兩目走抜てぞ死給ひき。

亦軍を興して。都夫良意美の家を圍給ひき。爾軍を興して。

その内。都夫良意美の家の内なり。相言。アヒヘルさ調べし此王是より先に此ツアラオミの女を聽ひ給へるなり。若。といへる言今世の心には穩ならず。聞ゆれども古語にはかゝる所にもいへり。詔命。此王は後に天皇になりませば後にも申傳べき事なり。參出。は大長谷王の御前になり。問賜。は聴ひし給へるなり。詞真比賣。朝倉宮段に又娶。都夫良意富美之女韓比賣云々。侍。サモラハムさ調べし大前に侍候はんさいふ意にて即進。ちむといふとなり。苑人。は御苑に役はるる民なり。正身。俗に其本人といふ事にてカラヒメないふなり。王子。記中王を書るも王子を書るも同トき例なり。イノチシストモさ調べし紀雄暮卷の歌に死。イノチシマシさ見え万葉にも見ゆ。鹽家。鹽字誤り。カヤツコノ家を縣居翁は訓れたり。手悉傷。縣居翁のヤタデオヒスさ調べたるに從べし。

待戦ひて射出る矢。葦の散來が如くなりき。於是大長谷王。矛を御杖に爲して。その内を臨まして詔給ばく。我相言へる娘子ハ若此家に有乎と詔給ひき。爾都夫良意美。此詔命を聞いて。自參出て。所佩兵を解て。八度拜て。白者。先日問賜へる女子詞良比賣ハ侍ばむ。亦五處の屯宅を副て獻らむ。所謂五村屯宅者。今葛城之五村廻人也。然に其正身參向ざる所以は。往古より今に至まで。臣連の王宮に隠る事は聞けど。王子の臣の家に隠ませることはいまだ聞ず。是以て思ふに。賤奴意富美ハ。力を竭て戦ふと雖ども。更可勝まつらじ。然ども己を恃て。隨家に入坐る王子ハ死とも棄まつらじ。如此白して。亦其兵を取て。還入て戦ひき。

爾力窮矢も盡ぬれば。其王子に白けらく。僕ハ手悉傷。矢亦盡ぬ。今は得戦はじ如何せむと。白ければ。其王子。然者更に

佐佐紀山君。姓氏錄に佐佐貴山君、阿倍朝臣同祖と見えたり。韓帝。いかなる由の名か詳ならず。白は大長谷王に白すなり。久多。綿。蚊屋野。地名未詳。萩。スレキを調べしされども紀には弱木林。あり猪鹿の立る足を譬へんに萩より弱木の方似つかはしく聞ゆ。

明日。上に出づ。此時トニミ訓べし紀纏巻歌にウマイ子シトニ万葉に夜之不深刀爾などありトは時略に非す夜のふけぬ内にの意なり。以平心。ナニノミコトロモナクと訓べし。早白べし。大長谷王に申すなり。

獵庭。は御獵場なり。ウタテ物云王子。さは忍齒王を指て申なりウタテの事は上巻に其惡態不止而轉、さある所にいヘリ物云いふこそ古音なり。抑此忍齒王の詔へる御言さしも皆むべきふしも聞えざるにまく申せるは如何なる事か。

候忽之間、タマチマチと訓べし馬より。は歩より行なこいふよりにて馬にて行給ふを云ふ。

可爲なし。今は吾を殺よど答詔給ひき。故刀以て其王子を刺殺まつりて。乃已頸を切て死にき。

自茲以後。淡海之佐佐紀山君之祖。名は韓信白。さく。淡海之久多綿之蚊屋野に。猪鹿多在。其立る足ハ萩原の如く。指舉たる角ハ枯樹の如しと白しき。此時市邊之忍齒王を相率て。淡海に幸行して。其野に到者。各異に假宮を作りて宿ましき。

爾明日。未日も出ぬ時に。忍齒王以平心。御馬に乘し隨。大長谷王假宮の傍に到立して。其大長谷王子の御伴人に詔給ばく。未寤坐ぬにこそ。早白べし。夜は既曙訖。獵庭に幸べしと詔給ひて。乃馬を進めて出行ぬ。

爾其大長谷王の御所に侍人等。宇多天物云王子なれば。應慎。御身亦堅給ふべしと白しき。即衣中に甲を服まし。弓矢を取佩して。馬に乗して出行まして。候忽之間馬より往雙。

して。矢を抜て其忍齒王を射落して。乃亦其身を切て。馬檄に入て。土と等しく埋き。

於是市邊王の王子等。意富祁王。袁祁王。柱。此亂を聞して。逃去ましき。故山代の苅羽井に到まして。御糧食之時に。面黥老人來て。其糧を奪き。爾其二王糧は惜まぬを。汝ハ誰人ぞと言給へば。我ハ山代之猪甘也。と答曰しき。故玖須婆の河を逃渡て。針間國に至まし。其國人名は志自卑が家に入まして。身を隠して。馬甘牛甘に役はえ坐しける。

朝倉宮

大長谷若健命。長谷朝倉宮に坐まして。天下治めしき。この天皇。大日下王の妹若日下部王に娶ましき。無又都夫良意富美が女。韓比賣を娶して。生ませる御子。白髮命。次に妹若帶比賣命。柱。故白髮太子の御名代と爲て。白髮部を定給ひ。又長谷部舍長谷部舍人。は天皇の大御名代なり。

河瀬舍人。紀に近江國栗太郡白鷺驚居^ス子
谷上演^シ因詔置^シ川瀬舍人^一とあり此は世に希
見^シ事なり

吳人。此御代の頃は支那南北朝のはとて吳
さはいはざれども韓國などにては昔より云來
れるまゝに北朝を漢^ミ云ひ南朝を吳^シいひな
らへるなり此使の事なぞ馭戒^シ貲^シに詳なり

○吳原。大和國高市郡なり今世に栗原村^ミ云村^ミ有り是なり
此時に吳人參渡來つ。其吳人を吳原に置給ひき。故其地を
吳原^レとば謂なり

記傳四十

日下之直越道。は今世にくらがり歸^シいふ是
なり此道近き故に直越^シはいふなり
河内に幸行。は若日下部王の坐す日下に天皇
の幸行すなり

堅魚。は屋上なる堅魚木なり扱此物は天皇の
御殿神の社のみにして臣又民の家には置事
なはざりし。其造さまの天皇の御殿に似たる
を告め給ひしか不詳

志幾之大縣主。姓氏錄に河内國志幾縣主^{ハタケ}
奴乎。奴^シは王に對へて臣下ないふ乎^シはヨ^シ
いふ^シ如^シ

似^シ天皇之御舍。天皇は古ホキミ^シを訓べし此は
諸王までにわたらむ。似^シはニセテ^シを訓べき^シが如
くなれども猶ニテ^シを訓べし

稽首白^シ。ノミマチサクト訓べし上巻に詳なり^シ

奴にあれば。奴なればなり

人を定給ひ。又河瀬舍人を定給ひき
天皇其家を問しめ給ばく。其堅魚を上て作れる舍^ハ。誰家
ぞと問しめ給ひしかば。志幾之大縣主^{ハタケ}が家なりと答白しき
○朝臣同祖神八井耳命之後也また志紀首志紀縣主同祖云々ある是なり
爾山上に登^シまして。國內を望給へば。堅魚を上て舍屋を作
れる家あり

天皇其家を問しめ給ばく。其堅魚を上て作れる舍^ハ。誰家
と詔給ひて。即人を遣して。其家を焼しめ給ふ時に。其大縣
主懼畏みて。稽首白^シ。奴にあれば。隨奴覺ら^シず。過作れ
り甚畏^シと白^シしき。故能美の御幣物を獻つる。白犬に布を繫
上^シき

故其火著^シることを止しめ給ひき。即其若日下部王の許に
幸行^シて。其犬を賜入^シて。詔しめ給ばく。此物ハ。今日道に得つ
る奇物^シなり。故都麻杼比の物と云て賜入れき

○都麻杼比の物。傳すさて贈るものなり今世の結納の如し
於是若日下部王。天皇に奏しめ給ばく。日に背^シて幸行之事。
甚恐^シ。故已直^シに參^シ上^シて仕奉らむと奏しめ給ひき。是以宮
に還^シ上坐す時に。其山の坂上に行立^シして歌曰給ばく

くさかべの
日下部
たくみごも
冠辭
こちごちの
立葉
もとにば
本者
甚恐^シ。故已直^シに參^シ上^シて仕奉らむと奏しめ給ひき。是以宮
に還^シ上坐す時に。其山の坂上に行立^シして歌曰給ばく

て。鈴を書^シて。己^シが族名^シは腰佩^シと謂人に。犬繩^シを取^シりて獻^シ
上^シき

故其火著^シることを止しめ給ひき。即其若日下部王の許に
幸行^シて。其犬を賜入^シて。詔しめ給ばく。此物ハ。今日道に得つ
る奇物^シなり。故都麻杼比の物と云て賜入れき

コチコチノ^シは彼方此方なるをいへるは
此方より彼方^シいふ所は彼方にては又此方な
れば此方の此方彼方の此方なり万葉二に櫻木
之コチコチノ枝之などあり
イクミダケ。は葉の茂く彼此相入交り合へる

記傳四十六
一ノ廿六

よしなるべし俗言に入組むさいふも同音なり
竹の名には非ず
タシミダケ。は立繁竹なり立は生立るさまを
す
いふ立繁の立も同じ、も又竹の名にはあら
イクミハ子ズ、のイクミは夫婦一ツに交はり
寝ろないふなり
タシニハ井子ズ。のタシは遠飛鳥宮殿太子御
歌にタシダシニ、井ネテソノチハ、さある所
にいへり
オモヒツマ。アハレ。も上に同じ

返し使。の使は女王より天皇の御許へ奉遣せ
る使なり

美和河。は初瀬川の流なり

己が名云々。上巻中巻ともかゝる時の御答には
某之女を申せり此は父の名の洩たるなるべ
し
今喚てむ。此時直に娶すしてかく詔へるはい
まだ童女なるが故なり
仰待つは万葉の歌に高々に待さ多くあるも仰
ぐ意此次に留ま書るも其意なり
多年。コトダクノトシを訓べし大祓詞にコト
タケノ罪と見え猶万葉の類に多し
所持なし。は喚さるべき恃のなきなり

すゑべには　たしみだけおひ
末方者　立繁竹生
いくみだけ　いくみはねず
のちもくみねむ　たしにはゐねず
後　あはれ　入籠不寢宿
將寢　そのあもひづよ
思　妻　たしにはゐねず
即此歌を持しめ返し使はしき
亦一時天皇遊行つゝ。美和河に到ませる時に。河邊に衣洗
ふ童女あり。其容姿甚麗き。天皇其童女に汝ハ誰子ぞと問
かれは。己が名は引田部の赤猪子と謂と答白す
爾詔しめ給へらくは。汝嫁夫すてあれ。今喚てむと詔しめ
給ひて。宮に還坐き。故其赤猪子。天皇の命を仰待て。既に八
十歳を経たりき
於是赤猪子以爲けるば。命を望ぎ待つる間に。已に多年を
経て。姿體瘦萎てあれば。更に所持なし。然ども待つる情を

記傳四十七
一ノ廿七

悒。中巻明宮段に見ゆ
不忍。エアラシを訓べしタヘジなど訓むは漢
書訓に近く古音ともおほえす
誰ヤシ。のヤシは助辭なり
耳。コソを訓べしトシテコソといふはトテコ
ソといふに同じ
守志。ミサヲを訓べし
盛年。ミノサカリを訓べし次なる大御歌の所
に云ふべし
愛悲。イトホシを訓べし俗言にいさしいとい
ふも即此言なり
憚。は御歌にユトシキカモをよみ給へる意な
り
御室之。は凡て神の社をいふ
イツカシカモト。のイツは忌清めて齋く意モ
トは只其木の事なり
カシガモト。は即上なる嚴白榜を重て詔へる
なり
ユトシキカモ。は忌々しき哉なり上三句は此
御句の序なり神の社の樹を恐み忌憚る由のつ

アラハコノミワタ
即此歌を持しめ返し使はしき
亦一時天皇遊行つゝ。美和河に到ませる時に。河邊に衣洗
ふ童女あり。其容姿甚麗き。天皇其童女に汝ハ誰子ぞと問
かれは。己が名は引田部の赤猪子と謂と答白す
爾詔しめ給へらくは。汝嫁夫すてあれ。今喚てむと詔しめ
給ひて。宮に還坐き。故其赤猪子。天皇の命を仰待て。既に八
十歳を経たりき
於是赤猪子以爲けるば。命を望ぎ待つる間に。已に多年を
経て。姿體瘦萎てあれば。更に所持なし。然ども待つる情を
しめて。參出て貢獻き
顯し白さずては。悒て不忍とおもひて。百取の机代物を持
しめて。參出て貢獻き
然に天皇先に所命之事をば既忘らして。其赤猪子に問け
らく。汝ハ誰老女ぞ。何由以參來つると問ければ。爾赤猪子
答白けらく。其年の其月に。天皇の命を被て。大命を仰待て。
今日至に。八十歳を経にたり今は容姿既に耆て。更に所持
なし。然はあれども己が志を顯し白さむとして耳。參出つ
れと答しき
於是天皇大驚まして。吾は既先事を忘たり。然に汝守志に
命を待て。徒に盛年を過しく事是甚愛悲と詔給ひて。心裏
婚ま欲しく思はせども其極老ぬるに憚給ひて。得婚ずて
御歌を賜ひき。其歌曰
みもの
かしがもと
いつかしがもと
最白橋之本
白橋之本
忌々しきかも

かしばらをとめ
白橋原媛女

ひけたの
引田
わかくへに
粟栖原
あいにけるかも

わからくるすばら
若栗粟栖原
みねてましもの
率寢物

ひけたの
引田
わかくへに
粟栖原
あいにけるかも

だけなり万葉四に味酒乎三輪之祝我忌杉手
觸之罪歎君二過難なごりこれら神の樹を
ば恐み憚るふしなり此御歌の意は上に其極く
老ぬるに憚かりてさある意にて甚しく老たる
さまの憚られて婦に忍ざるよしなり
カシハラナトメ。白橋原は上の巖白橋の生た
る所をいふて御歌の意は甚く老たる容貌の忌
々しく憚らるゝ事巖白橋の如き媛女よと詔ふ
なり揚老嫗を少女としも詔へるは婚まほしく
所念看に就ての御歌さればなり

引田の若栗栖原の二句は次のワカクヘを詔はむための序なり此老嫗の郷に栗林のあるに因て詔へるなるべし ○ワカクヘニ。は若かりし間
にいふ意と聞ゆ万葉十六にワカ草の身の若カヘにサネシ兒等ハモモあり
舟搭。は赤土黄土を以て搭たる衣なり万葉に
黄土を赤土をもハニシよめり揚色好き土を
もて衣を搭る事は万葉一に岸之塙布爾仁寶播
散麻思乎などあり

ミムロニ。の一首の意は御室の御社の用に坦
を築たる域の無用に餘れるをば何の場にか
もせんといふ意なるを誰かしもいへるは歌の
意の方にいへる詞にて天皇のめさむそ契り
置給ひて老極たる身の今は誰にかよらん依る
べき方なししさなり誰をタゞのみいふは誰がさ
いふも同じ

爾赤猪子が泣涙に。其所服る丹搭袖悉濕ぬ。其大御歌に答
みもろに
御室
つきあまし
築餘
かみのみやびと
たにかもよらむ
誰將依
つくやたまがき
築玉垣
いりえのはちす

又歌曰

くさかえの

いりえのはちす

日下江

いりえのはちす

入江

はなはちす
花蓮
どもしきろかぬ
芝裁

みのさかりびと
身盛入

トモシキロカモ。のロは助辭なりロカモの例
中巻明宮段の大御歌にいへり揚此足きは表き
意なり万葉に此言多かる中に一に朝毛吉木人
乏母、亦打山、行來跡見真爾、樹人友師母などあり
めなるなり

諸多に給。は若櫻宮段にもかくあり
志都歌。上に出づ

なり

天皇吉野宮に幸行せる時。吉野川の濱に童女の逢る。其形
姿美麗き。故是童女を婚て。宮に還坐き。後に更に亦吉野に
幸行せる時に。其童女の遇りし所に留まして。其處に大御
吳床を立て。其御吳床に坐まして。御琴を彈して。其嬢子に
憐せしめ給ひき。爾其嬢子好憐るに因て御歌作し給へる
其歌曰

あぐらゐの
吳床座
ひくこと
舞爲女
かみのみてもち
神御手以
まひするをみな

どこよにもがも
常世願

トヨニモガモ。此トヨは人の常不變に存
命在るないふ此腰子の姿を舞を賞てあひす
古もほしめしてかくながら常世にいつまでも舞ひてあれりしこ願ひ給ふなりモガモは願ふ辭にて万葉に水空往雲爾毛欲成などの類猶多し

阿岐豆野。吉野の内にあり

頃。は虹なり和名抄に虹齋人飛虫也さあり

腕。和名抄にタムキ一に云ウテ見ゆ御歌
によばタコムラとも訓べし

蜻蛉。紀神武卷にも見えたり今世にトンバウ
シ云虫なり

飛。トビイニキと訓べし紀には詩去^{モライ}あり

大前。天皇の御前なり

ヤスミシトガオホキミ。此言中巻に出づ揚
天皇は御自も大君と詔ふなりワガミ自ら詔ふ
はいかゞと聞ゆれど猶然もあるこそにや
シリタヘ。は冠辭なり

猪着具。御神のみには限らぬを袖さしも詔へ
るは御手の事に因てなり
タコムラニ。腕は足の辭を同うければ手の腕
なり

即阿岐豆野に幸よして御獵せす時に天皇御吳床に坐よ
しけるに。蝦御腕を咋けるを。即蜻蛉來て其蝦を咋て。飛
いにき。訓蜻蛉云々^{ウタハシ}於是作御歌し給へる其歌曰
みえしぬの
御吉野
志ふすと
猪伏
あほまへに
やすみし
志しよつと
猪待
たこむらに
白眼
そのあむを
申
わがあほきみの
吾大君
あぐらにいまし
吳床
そでさそなふ
あむかきつき
虹猪
あきづはやくひ

カクノコト。より下五句の意は今蜻蛉が云々
して此倭國の名を己が名に負ひ持てかくの如
く朕に仕奉りて功を立むきて兼て古より倭國
を蜻蛉島とはいふなりと詔ふなり

かくのごと
そらみつ
あきづしまどふ
故其時よりぞ。其野を阿岐豆野と謂ける
又一時天皇葛城の山上に登幸よしき。爾大猪出たりき。即
天皇鳴鑄を以て。其猪を射給へる時に。其猪怒りて。宇多岐
依來。故天皇其宇多岐を畏みて。榛上に登よしき。爾歌曰し
給ばく

ヤスミシトガオホキミ。上に見ゆ
アソバシ。は射給へるないへり凡アソバセ
は主^{ムチ}を樂するないへど又廣くかゝる事をも
いへり
ハリノキノエダ。紀にはアセナといふ一句あり
此記には脱たるなるべし此言必あるべきなり
中巻倭建命の御歌に「松阿勢震^{ラツ}見ゆアセナ^{ラツ}吾見よにて^{ラツ}愛み親みて詔へるなり傳廿八の四十葉に詳なり揚此歌紀には五年春二月天皇校^ニ撰
于葛城山^ニ云々田龍秋^{タツコ}断^ス舍人^{スル}一舍人隨刑而作歌曰云々^スあり舍人が作るをせる方勝りて聞ゆアカオホキミの云々^スいふてサカニゲノボリシ^スいへ
る必天皇の御歌^スは聞えず

百官人等。ツカサノヒトモを訓べしか
くつゝきたる四字孝德紀又諸の祝詞宣命など
に多く見ゆ
山の尾。凡て山にチといへるに二ツあり一に
は高き所をいひ一には山のすその引延べたる
所を云此は其すそないふなり
既。は盡くといふ意
幽簿。はミユキノツラを訓べし天武紀に然訓
めり
傾。の字寫誤なるべし其字詳ならず頃の誤か
天皇の命の如。とは彼方よりも同ト狀に告め
奉りしならん
矢刺。は上に見ゆ傳十ノ三十葉
見問。はトハエを訓べしトハレの古言なり
惡事。マカコトを訓べし御門祭の祝詞に惡事、
古語麻我許さあり
善事。ヨコトを訓べ
言離。コトサカを訓べし土佐國の風土記に言
放さ。き紀神代卷に事解之男を書けり扱此御
名賀ませる由は凶事にても吉事にても此神の
一言にて解放離る意なるべし言は事の借字な
リ
カツシ意美は現大身なり紀に此大神の御答に
現人神さ申給へるを同ト現人神さは顯れて人
の体なる神といふ事なり

記傳四十
二ノ十八記傳四十
二ノ十八

有字マサムと訓べしアルを尊みて坐といふな
り
手打。は物を得給ふを喜び給ふ態なり
滿山末。滿は降、末は來の誤ひといへり
送奉。は一言主大神の天皇なり
一言主大神。神名帳に大和國葛上郡葛木坐一
言主神社名録六月水さある是なり大物主神さも
事代主神なりさも申す説あれど詳ならず
九避。は姓なり佐都紀臣は名なり
聞邊。チカビと訓べしビはへと通音にて同ト
言なり万葉に多くよめり
イカクルチカチ。イは發語下のチはヨといは
むかし
イホチモガモのチは二十三三十などのチにて一
グ二ツのツを同トイホツなり
スキハヌルモノ。すきばねむものとの意なり
一首の意は此媛女をよく見むるものへと聞の
あなたに隠して見えざるを金鎖を多く得て此岡
の土を撥刷してむものをかせば隠れたる
媛女の見ゆべきにと詔へるなり
百枝櫻。櫻は今ケナキといふ木の類なり百枝
は枝の多きを云ふ
豊樂。上にいづ

の所服る衣服を脱しめて拜て獻りき
爾其一言主大神。手打て其捧物を受給ひき。故天皇の還幸
時。其大神。滿山末まして長谷山口に送奉りき。故是一言主
之大神ハ。彼時に顯ませるなり

又天皇。丸邇之佐都紀臣が女袁杼比賣を婚ひに春日に幸
行せる時。媛女の道に逢へる。即幸行を見て。岡邊に逃隠き。
故作御歌し給へる。其御歌曰

おどめの いかくるをかを
媛女 いほちもがも
かなすきも 五百箇 欲得
すきばぬるもの 金組

又天皇長谷の百枝櫻の下に坐まして。豊樂爲す時に伊勢
國の三重嫁。大御蓋を指揮て獻りき。爾其百枝櫻葉落て。大

三重妹。伊勢國三重郡より貢し采女なり妹は
其性を呼す其國其郷を以て呼^{コア}例なり
猶。は俗言にナハリといふ意にて其まゝ献り
しなり
打伏云々。は其おろそかにして怠れるを怒坐^{マセ}るなり

釋迦の日代宮。此は景行天皇の大宮の名なる
を今此御世にかく歌へるは彼日代宮の楓の木
名高く 美きためしに語り傳へたる大木なる
を以て今の百枝楓をやがて其にいひなしたる

ヤホニヨシ。のヨシは助辭なり抑土は數を以
ていふべき物に非ざるを八百といふは御垣を
築くには埴土を能程に堅めたるを積重ねて築
く故なるべし次へ係る冠辭なり
イツキノミヤ。イは猶語なりキヅキは杵して
築くをいふ

朝日之といふより此迄は日代宮を贊たるなり
セトタル。は枝の多く茂り足あづへるをいふ
ホグエハ。は秀枝者にて上ツ枝なり

アメチ古ヘリ。は古木ヘリ云べきをホヘを

ヘソ切めていへり扱天を覆ふとは天之御障日
之御蔭なごいふ如く天の覆ひとなる意なり
アヅマテカヘリ。鄙さいふに東國も籠れるを
かくいへるは只上枝中枝下枝を三ツに分け充
ていはん料のみなり

オチフラバヘ。は落觸なりフレかフラハヘ
いふは延て活ハタカラしたる言なり

アリギヌ。は冠辭なり

ミヘノコガ。は妹自らの事なり

サトガセル。さゝげるといふべきをかくいふ
は立タチるかたゝせる行ユキるかせるといふ類の
格なり

ミヅタマウキ。はみづくしき玉盃ロキなり

ウキシアブラ。神代の初めに國稚く浮脂の如
くたゞよへる時にとある浮脂の如くなる物を
やがて脂としていへるなり

オチナグサヒ。はオチは落なりナグサヒは浮
ぶないふ此迄三句の意は神代の初め空中に浮
し脂の今此玉盞に落浮びてと彼觀の落葉を祝
てかくいひなせるなり

ミナコチロく。は本語に鹽シロさあるを今は酒
なる故に水を易へていへるなるべし扱かくい
ひて此國土の生出ナリべき始なりといふ意を含め
たる毒辭なり

コシモ。アヤニカシコシ。とは今御盞に落葉

御蓋に浮りき。其嫁落葉の蓋に浮るを知らずて。猶大御酒
獻りけるに。天皇其蓋に浮る葉を看行して。其嫁を打伏。刀
を其頸に刺充て。斬給はむとする時に。其嫁。天皇に。白曰く。
吾身をな殺給ひそ。白べき事ありと曰して。即歌曰けらく

故此歌を獻りしかば其罪を赦さえにき

の浮るを知らず其儀獻れる過ちは却てたふとくめでたき事あり申すなり
タカヒカル。セノミコ。は天皇に對ひ奉りて申す言なり。○コトノカタリゴトモ。コチオ。は上巻に出づ。○此歌の解先哲の説多けれどもいづれも詳ならず猶考ふべし

大后。は若日下王あり

爾大后歌はしける其歌曰

イチノツカサ。のツカサは万葉に山のつゝさ、野のつゝさ、岸のつゝさ、なごよめり最も高き所ないふ
オヒダテル。これより三句高津宮段大后の御歌に出づ
ソガハノ。此より四句も高津宮段の御歌に出づ
但彼はシガハナノ、テリイマシ、シガハナノヒロリイマスハとあり傳廿六の十八葉

トヨミキ。タテマツラセ。上に日之御子にざあれば獻れと人に仰せ給ふなり

このたけちに
此高市
いちのつかさ
あひだてる
ゆつよつぱき
五百箇眞椿
ひろりいまし
てりいます
ひのみこに
日御子
ひのみこに
日御子
あほみやびとは
大宮入
ひれどりかけて
うすぎよりゐて
さかみづくらし
ひのみやひと
日宮人
けふもかも
庭雀
にばすぐれ
うづらどり
鶴鳥
よなはしら
よみき
ことのかたりごとも。ことをは
たてまつらせ

即天皇歌曰けらく

もしきの
冠辭
うづらどり
鶴鳥
よなはしら
にばすぐれ
庭雀
けふもかも
今日鶴
たかひかる
高光
ことのかたりごとも。ことをは
此二歌ハ天語歌なり故此豊樂に其二重の妙を譽て祿多に
給ひき

ウザラトリ。常にウザラミのみいふて鳥とは云ざれど記中に和邏魚万葉に鶴鳥など例多し
ヒレトリカケテ。領巾取掛てなり古は凡て女妻晋田媛取ニ後香山土裏ニ領巾頭一面云々万葉十三に海部處女等縫有領巾文光蟹など見ゆ上に鶴を詔ふ意は鶴の斑文の肩より胸まであるを領巾掛たるさまに喻へ玉へるなり
マナバシラ。は鶴鳩の一名といへり
チユキアヘ。は宮女等のあまた相並び連なりたる狀を被まなばしらの群居る尾ともの多く並べるにたゞへ給へるなり
カズスマリヰテ。ウズは群かるにてスマリは紀に御統此云々美須麻屋ニあると同音にて會

是豊樂の日。亦春日之袁杼比賣が大御酒獻る時に天皇歌曰給へる

宰。ミコトモチニ訓リ御命持にて天皇の大命を承給り往て其國の政を執行よしの名なり紀神功卷に新羅宰、仁德卷遠江國司などあり。新室樂。中卷儀建命段に見ゆ室を新に造りては殊に宴樂せし事見えたり。

其相讓之狀云々。は甚賤き火燒少子の身に貢はず人がましきふるまひを笑ふなり。爲詠曰。ナカメゴトシツラクを訓べし聲を長く引ていふ詞なり河海抄に青海波云々但詠は小野篁朝臣作詠と有、舞の中にうたふことなり詠曰云々さあり。

物部之。武勇人を尊みても賛めていふなり我夫子之。は人を敬ひ親みていへるなり。丹畫著。彈正式に凡畫飭。大刀五位以上聽之さあり。

載赤幡。載は越の誤ならん

幡は借字にて赤服なり昂絹の類機たるものな凡てハタさ云。丹畫著。細く裁て太刀の織にしたる由なり。

見者五十隊。は上の丹畫著云々の見ゆればなり五十は發語なり。

竹矣。上の十句は此竹ないはん爲の序のみな

爾山部連小楯。針間國の宰に任れる時に。其國の人民名は志自牟が新室に到りて樂す。於是盛に樂て酒酣時。次第のまゝに皆儻す。

故燒火少子一口。竈の傍に居たる。其少子等にも儻しむるに。その一少子。汝兄先儻へと曰は。其兄亦汝弟先儻給へどいふ。如此相讓る時に。其會る人等。其相讓之狀を咲ひき爾遂に兄先儻ひ訖て。次第に弟儻はむとする時に爲詠曰。

赤幡立赤幡。見者五十隱。山三尾之竹矣。本詞岐苅。末押

物部之。我夫子之。取佩於大刀之上。丹畫著。其緒者。載

カレヒラサム。アカハタ。ミレバ。イタタ。ミレバ。スエカシ

魔魚簣。如調八弦琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御

子。市邊之押齒王之。奴末

と詔給へば爾即小楯連。聞驚きて床より墮轉びて。其室なる人等を追出して。其二柱の王子を。左右の膝上に坐まつりて。泣悲みて。人民を集へて。假宮を作て。其假宮に坐まつ

り置て。驛使貢上りき
於是其姨飯豐王。聞歡して。宮に上らしめ給ひき

故天下治めざむとせし間平群臣の祖名は志昆臣。歌垣にて立て。其袁祁命の婚むとする美人の手を取り。其嬢子ハ。菟田首等が女。名は大魚といへり。爾袁祁命亦歌垣に立しき。於是志昆臣歌けらく

おほみやの
すみかたぶけり

如此歌ひて其歌の末を乞時に。袁祁命歌曰給ばく

記傳四十一
三ノ廿三

り扱竹はかきかり末なびかすが如く八絃の琴を調べたるこそ天の下を知るしめし治め給ひし押齒王の御末さうだひ給へるなり。隨轉。は痛く驚きたる状をいふ。左右膝上。此王等此時童には坐されども火燒少子といひ傳へたる稱に就ての文なるべし。○泣悲。いさも畏く王のひくまでおちぶれて奴になりてませるを悲むなり。○飯豐王聞歌。は此時此姫尊賢く天の下の政を聞めして坐ますはざなればなり紀に五年春正月白髮天皇崩云々冬十一月飯豐貴尊崩さあり。○宮。は角刺宮ないふ。○上らしめ給ふは二柱の王をなり。志昆臣。は眞鳥大臣の男なり。歌垣。紀に歌場此云ニ字多我岐一ぞあり万葉九に登。筑波嶺二爲ニ娘晉會。日作哥鷺。住。筑波乃山之。雲羽服津乃ソノツノ。上爾率而未通女壯夫之往集。加賀布媛歌附。他妻爾。吾毛交半。吾妻爾。他毛言問。此山乎。牛掃神。之。コトモトガム。不祭行事叙。今日耳者。目串毛勿見。事毛告莫。媛歌者東俗語曰。實我比。見ゆ歌垣の状此長歌の如し歌加賀比の賀比を切め。伎さは云なり。大魚。此嬢子紀にては物部鹿火大連女影媛なり。志昆臣歌曰云々。此歌の次第の亂れたるにて紀に太子のシホセノ云々の御歌を先此に舉られたるぞ正しかりける。○サトツハダテ。ハタテは屋端ないふなるべし。彼さは只見やりたる状を輕くいへる言にて俗言にアノさいふか。如し扱此歌は王の御歌に筋が跡手さよみ給へるに因て又王の宮の跡手を以て答へたるにて王の彼嬢子を得携へ給はず獨のみ立せるを其宮の跡手の隅の傾き見苦しく窄れるに醫へて悔り嘲奉り且己が嬢子を得たる状を誇りたるなり。

各退。アラケマシヌミ訓べしアラクミハ會者
の各別れて散るをいふ
志毘が門。門は家をいふ
亦今。の亦は留字の誤なるべし
亦寢。の亦の字延佳本に必さ作れり
亦門に人もなげん。は旦の程は臣連八十件
諸皆朝廷に参赴れる時なればなり

記傳四十一
三ノ四十
八書紀十五

既。は全くそいはんか如く此上にかく天下治
べくなれるはいふ言を加へて心得べし
白髮天皇の御世より袁祁命の御位に即給ふ迄
の間の事共此記と書紀との傳への趣の異なる
事多し紀顯宗卷合せ考べし
此白髮天皇御年を記さず御陵を記さず此より
前には例なき事なり紀には五年春正月甲戌朔
己丑天皇崩ニ子宮一時年若干とあり御陵は冬十
一月云々葬于河内坂門原陵一見ゆ諸陵式に河内坂門原陵磐余靈廟宮御宇清寧天皇在河内國古市郡ニ云々河内志に在古市郡西浦村ニ稱曰百髮山
云々あり

顯宗天皇

石巢別。と申大御名此を除て外には見えず
近飛鳥宮。近飛鳥遠飛鳥の事若櫻宮段に詳な
り然るに此天皇の宮は大和にて彼遠飛鳥の地
割歲。此にかく年の數を擧たる事前には例なし
し
石木王之女難波王。此女王初難波に住給ひしなるべし小野も地名なるべし

此天皇。其父王市邊王の御骨を求給ふ時に。淡海國なる賤
老嫗参出て白つらく。王子の御骨を埋たりし所は。専吾能
知れり。亦其御骨以て知べしと白しき。御骨ハ三枝如
民を起て。土を掘て。其御骨を求て。即其御骨を獲給ひて。

其蚊屋野の東山に。御陵を作て葬まつりて。韓岱の子等に。
事を譽て。置日老嫗と號名を賜ひき。仍宮内に召入て敦廣
慈賜ひき
故其老嫗所住屋をば。宮邊近く作て。日毎に必召しき。故大
殿戸に鐸を懸て。其老嫗を召むとする時は。必其鐸を引鳴
錚。メリテと訓べし政事要畧に錚和訓塗手な
どあり錚字說文に大鈴也さいへり
引鳴。は引て鳴すなり

傳四十三
ノ五十一

給ひき。爾作御歌し給へる其歌曰

あさぢばら
浅茅原カレミワタヨニ
もくづたふ
百傳カミタク

あきめくらしも

置日カキメカミナ

ぬてゆらくも

モトツタフ。冠辭考に百々多くの野山を經傳
ふ意にて淺茅原小谷を過てと詔へり
此老嫗は宮邊に居れども禪の音して參れば戯
に驛路のさまに詔へる事なりとあり

方キメモヤ。置目もやなりモヤは助辭ガスクコトハなり
ミヤマガタリテ。ミヤマは眞山ミヤマいはむが如
しカタレなカタリといふは古言の活用なり上
卷にヒカラバ紀推古卷歌にカタリマスなど
見ゆ

雖。ソザハヒと訓べし此事穴穂宮段に見ゆ
子孫コドモを訓べし先祖をもかヤセイヒ
子孫コドモを末々までコセイフは古言なり
波。和名抄に說文云塞行不正也訓ニ阿之奈アシナヘ開
さあり
其老。の下人字脱タラカ見志米岐。祝占と同ト岐は過去し事をいふ辭
なり

於是置目老嫗。僕甚耆老にたれは。本國に退欲しと白しき。
故白せる隨退給ふ時に天皇見送して歌曰給はく
あすよりは 明日カキメカミナ自アキメモヤ あふみのあきめ
みやまがくりて 御山カレミワタヨニ 駆カツ

みえずかもあらむ 不見歎カキメカミナ 有アキメモヤ

初天皇難に逢て逃アヒまし時に其御糧を奪し猪飼老人を
求給ひき。是求得たるを喚アヒ上て飛鳥河の河原に斬て。皆其
族の膝筋を斷給ひき。是以今に至迄。其子孫倭アシナヘに上之日必
自ら跛アシナヘなり。故其老の所在を能見志米岐。故其地を志米
須カツと謂也

報むと云々。は彼父王の御屍を地等しく埋
給ひしに報給ふ御心なりけん
他人を云々。意富祁命裏の御心には少掘て止
むと所思せるからなり
事。は他人を離へず唯一人なり
天皇。此はオホキミと訓べし
参出。は還參入むなりマイテはマヰルと同ト
言なり
命隨幸行。は意富祁命は大御兄命に坐は崇め
て詔へるなり
下幸。は大長谷天皇の御陵河内國丹比郡へな
り
傍。カタへと訓べし

悉破壞。は築上たる限りを残さず破去て平地
になすないふ
船。此はアダと訓べし
父之怨。同ト事の度々出る故に王字を省ける
なり御陵の御字も亦同ト

天皇。其父王を殺給ひし。大長谷天皇を深く怨アヒつりて。其
靈に報むと欲しき。故其大長谷天皇の御陵を毀アヒむと欲し
て。人を遣す時に。其伊呂兄意富祁命の奏言く。是御陵を破
壊アヒむには。他人を遣べからず。専僕自行て天皇の御心の如
破壊りて。參出むと奏給ひき

爾天皇然は命の隨アヒ幸行ませと詔給ひき。是以意富祁命自
下幸アヒとして其御陵の傍を少掘りて。還上らして。既に掘壞
りぬと復言給ひき

爾天皇。其早還上ませることを異アヤシまして。如何さまに破壊
給ひしそと詔給へは。其御陵の傍土を少掘つと答白給ひ
き。天皇詔給はく。父王の仇を報むと欲ふなれば。必其陵を
悉に破壊アヒてむを。何少掘給ひしそと詔給へは。答曰はく。然
爲つる所以ハ。父王の怨を。其靈に報むと欲ほすば。是誠に
理なり。然ども其大長谷天皇ハ。父の怨にはあれども。還て

從父。は父の從父兄弟を云り。古何といひけん和名抄にも見えず。

人を耻じしむるを耻見すといふは古昔なり上巻に吾に辱見せ給ひつてあり。

足。アヘナンと記傳に訓めりいかべ。

御年。紀には見えず或書には三十一又四十八とあり。治天下八歳。初にもかくあり同ト事な又記せるはいかゞ。

石坏岡。諸陵式に傍丘磐坏丘南陵。近飛鳥八鈞宮。御宇顯宗天皇在二大和國葛下郡云々大和志に傍丘磐坏丘南陵。昔在葛下郡今市村。寶永年間陵崩遂爲民居と云へり。

仁賢天皇

廣高宮。は稱贊へたる號なるべし帝王編年記に山邊郡石上左大臣家北邊田原にあり。春日郎女。は大泊瀬天皇和珥臣深目之女童女君を娶して所生也。

小長谷若雀命。小長谷は長谷に坐ませるに因り大長谷天皇に對へて小と申せるなり。

は我が從父にまし。亦天下治めし天皇に坐すを。是今單に。父仇といふ志をのみ取て。天下治めし天皇の陵を悉に破りなば。後人必誹謗まつりてむ。唯父王の仇は報すはある可からず。故其陵邊を少掘つ。既是耻みせよつりてあれば。後世に示すにも足なむ。如此奏給ひつれは。天皇是亦大理なり。命の如て可とぞ答詔給ひける。

故天皇崩まして。即意富祁命天津日繼知めしき。天皇御年參拾捌歲。天下治めしは八歳なり。御陵は片岡の石坏岡上に在り。

廣高宮

意富祁命。石上廣高宮に坐まして。天下治めしき。天皇。大長谷若建天皇の御子。春日大郎女に娶まして。生ませる御子。高木郎女。次に財郎女。次に久須毘郎女。次に小長谷若雀命。次に眞若王。

武烈天皇

春日山田郎女。紀安閏卷に元年三月云々納采儀計天皇女春日山田皇女爲皇后。とあり。此天皇御年をも御陵をも記さずいかゞ。

諸陵式に壇生坂本陵。石上廣高宮御宇仁賢天皇在河内國丹比郡。云々河内志に壇生坂本陵在丹南郡黒山村管内。陵畔有冢二。といへり。

列木宮

又丸邇日爪臣の女。糖若子郎女を娶して。生ませる御子。春日山田郎女。

此天皇の御子。并七柱ます。此中に。小長谷若雀命は天下治めしき。

此天皇の御子。并七柱ます。此中に。小長谷若雀命は天下治めしき。

御陵ハ片岡の石坏岡に在り。この天皇既崩まして。日續知めすべき王ましまさず。故而太天皇五世の孫袁本抒命を近淡海國より。上坐しめて。手白髮命に合まつりて天下を授まつりき。

此天皇の御年。紀にも見えず。

片岡石坏岡。諸陵式に傍丘磐坏丘北陵。泊瀬列城宮御宇武烈天皇在二大和國葛下郡。云々大和志に在。東下郡平野村。といへり。

五世之孫。イツツギノミヨニ云々古今集序に世五の歌にナトツギノミヨニ云々古今集序に世はさつきになんなりける。あり。ミマズとは訓べからずマズとは子の子に限りていふ名なり。

〇合。は婚せ奉るなり。〇授奉。とは前の天皇の譲り給ふには非す臣連たちの相議りて爲奉れる事なる故にいふ。或人問けらく此武烈天皇崩まして後宮富移命を迎立奉れるさまを以て見るに當時大伴金村連を始めていさ賛く忠なる臣連等なきに非ざりしに此天皇の御所行のさばかり暴雨を恐く坐まし。を聊も譲れることなくして御世の限り徒に見過ぐし。は如何にぞや答ふ善もあれ恐しくもあれ君をば臣の

記傳四十
四ノ一
書紀十七

計參る事なきは是ぞ古の道の勝れたるにて君臣の義の永く全くして廢れざる道には有ける然るを君無ければ臣としてかにかくに計るを美事にするは外國の道にして逆さまなる所爲なれば中々に世の亂れの本なるをやと記傳にいへり

繼體天皇

玉穗宮。紀に二十年秋九月遷^ナ都磐余玉穗^{ミコト}一之
あり地名の如く聞ゆれども猶此宮を美稱たる
號ならむ

凡連。凡はオフシニ訓べし

馬來田郎女。眞福寺本田郎女^{タマフジヒメ}あり馬來二字
なし紀によりて補

玉穗宮

袁本杼命。伊波禮の玉穗宮に坐^{マサシテ}天下治めしき。この
天皇。三尾君等が祖。名は若比賣を娶て。生ませる御子。大郎

子。次に出雲郎女。^{タマフジヒメ}

又尾張連等が祖。凡連が妹。目子郎女を娶て生ませる御子。

廣國押建金日命。次に建小廣國押楯命

又意富祁天皇の御子。手白髮命^{タマハラヒコト}是大に娶^{マサシテ}生ませる

御子。天國押波流岐廣庭命

又息長眞手王の女。麻組郎女を娶て。生ませる御子。佐々宜

郎女^{タマフジヒメ}一

又坂田大俣王の女。黒比賣を娶て。生ませる御子。神前郎女。

次に茨田郎女^{タマフジヒメ}三

また茨田連小望が女。關比賣を娶て生ませる御子。茨田大郎女。次に白坂活日^{タマフジヒメ}子郎女。次に小野郎女。亦名は長目比

賣^{タマフジヒメ}三

又三尾君加多夫が妹。倭比賣を娶て。生ませる御子。大郎女。

次に丸高王。次に耳王。次に赤比賣郎女^{タマフジヒメ}四

又阿倍之波延比賣を娶て。生ませる御子。若屋郎女。次に都夫良郎女。次に阿豆王^{タマフジヒメ}三

此天皇の御子等。拜て十九王^{タマフジヒメ}男七女十二

十九王。此數男七は合れども十九王^{タマフジヒメ}女十二
は合はず故上件の如く紀に因て二女王を補へ

天國押波流岐廣庭命。は欽明天皇なり

廣國押建金日命。是安閑天皇なり

建小廣國押楯命。は宣化天皇なり

拜。イツキマツリ^{タマフジヒメ}と訓べしこは祭字を省きて

書るものなり扱此記女王の伊勢宮に立坐る事

は右の豐道比賣命。倭比賣命を除き奉りては記せる事なきに此にのみかくあるは故ある。紀には倭比賣命の次に景行天皇の御子五百野皇女次に雄

尊天皇の御子稚足姫^{タマフジヒメ}女次に此佐々宜皇后なり景行天皇の二十年に五百野皇女立坐してより雄尊天皇の御世までは三百七十年に及べり其間の豐

王もますべきに詳ならず

記傳四十
四ノ十五

石井。紀に竺紫國造に作れり孝元天皇の後なり
荒甲。紀には鹿鹿火さあり
金村連。道臣命九世孫なり

石井を殺云々。紀廿一年六月の條及筑後風土
記に詳なり

御年。紀には時年八十二とあり武烈天皇崩去
し年此天皇五十七歳とあれど元年五十八にて
廿五年八十二に合へり此記の傳とは大く異なるなり ○御陵者の者字は在を誤れるなり ○藍は諸陵式に三島藍野陵餘余玉櫛宮御宇繼体天皇
在攝津國島上郡一とあり攝津志に在島下郡太田村土人曰三池上陵といへり ○御陵也。の御陵二字例なし後人の添たるなるべし

書紀十八

安閑天皇

句。は大和國廣瀬郡、帝王編年記には高市郡
さ云り何ならん
金箸。紀に元年春正月遷都于倭國勾金橋二因
爲レ宮とあり
此天皇御年を記さず紀には時年七十とあり
墓俱在古市郡高屋村といへり

宣化天皇

檜壇。和名抄に大和國高市郡檜前郷比方
廬入野宮。大和志に在檜隈村と記せり
倉之若江王。紀には島女とあれどもさにては
注の男三とあるに合す

書紀十九

記傳四十
四ノ廿五

書紀十九

御年。紀には時年七十三とあり
御陵。諸陵式に身狹桃花坂上陵檜隈廬入野
宮御宇宣化天皇在三大和國高市郡二云々大和志
に身狹桃花坂上陵在高市郡鳥屋村西南俗
呼俱知山二云々さいへり

欽明天皇

師木島。紀に元年秋七月遷都倭國磯城郡磯
城島一仍號爲磯城島金刺宮とあり
大宮。大宮と記せる例記中になくいかゞ但是
は殊にめでたき御世にて此宮の號は後世迄大
倭の大號にさへなればばかりなれば殊に大宮
と記せるにや

春日山田郎女

麻呂古王

宗賀之倉王

右三王は此記も書紀も共に皆紛れありて山田
郎女と麻呂古王とは重複倉王は御母を誤れる
なり

稻目宿禰。武内宿禰五世の孫と姓氏錄に見ゆ
岐多斯比賣。此名紀に賢體と書て此云々岐施
志一とあり日本紀私記云堅麗木多師是也と見
ゆ今世に燒鹽といふ物なり

此御世に竺紫君石井。天皇之命に従ずして無禮こと多かりき。故物部荒甲之大連。大伴之金村連二人を遣して石井を殺しめ給ひき

天皇。御年肆拾參歲。御陵者三島之藍御陵也

金箸宮

廣國押建金日命。勾の金箸宮に坐まして天下治めしき。此天皇。御子と云々ざりき。御陵は河内の古市高屋村に在り
○諸陵式に古市高屋丘陵勾金橋宮御宇安閑天皇在河内國古市郡二云々大和志に古市高屋丘陵古市高屋
建小廣國押植命。檜壇の廬入野宮に坐まして天下治めしき。天皇意富祁天皇の御子。橘之中比賣命に娶まして生ませる御子。石比賣命。次に小石比賣命。次に倉之若江王

師木島宮

天國押波流岐廣庭天皇。師木島大宮に坐まして天下治めしき。天皇。檜壇天皇の御子。石比賣命に娶まして生ませる御子。八田王。次に沼名倉太玉敷命。次に笠縫王。又其弟小石比賣命に娶まして生ませる御子。上王。又春日之日爪臣の女。糠子郎女を娶て生ませる御子。春日山田郎女。次に麻呂古王。次に宗賀之倉王。又宗賀之稻目宿禰大臣の女。岐多斯比賣を娶て生ませる御子。橘之豐日命。次に妹石壇王。次に足取王。次に豊御氣炊

次亦。こは上にも麻呂古王ある故に亦さいふ
なるべし
櫻井之玄王。玄は弦字の偏を省きて書るなり
泥杼王。書紀には舍人皇女ざあるによらば杼
泥を下上に寫し誤れるか

間人穴太部王。間人の間はアヒタと同音にて
万葉に有争波之爾アラツバシノシルあるは争ふ間なり太の字
なホと訓むはオホのガル者カホたる借字なり例
は万葉十三に爾太遙十九に爾太要、記中に御
太之前アヘニチさもあり

橘本之若子王。次に泥杼王十三
屋比賣命。次に亦麻呂古王。次に大宅王。次に伊美賀古王。次
に山代王。次に妹大伴王。次に櫻井之玄王。次に麻奴王。次に
橘本之若子王。次に泥杼王十三

又岐多志比賣命の姨。小兄比賣を娶て。生ませる御子。馬木
王。次に葛城王。次に間人穴太部王。次に三枝部穴太部王。亦
名は須賣伊呂杼。次に長谷部若雀命スイズ
凡此天皇の御子等。并て廿五王。此の中に沼名倉太玉敷命
ハ天下治めしき。

次に橘之豐日命も。天下治めし。

次に豊御氣炊屋比賣命も。天下治めし。

次に長谷部之若雀命も。天下治めしき。并て四王アヘニチなも天下
治めしける。

用明天皇
推古天皇
崇峻天皇
敏達天皇

此天皇御年を記さず御陵をも記さず或書に御年六十二云ヘリ ○諸陵式に檜隈坂合陵、穂城島金剛宮御宇欽明天皇在ニ大和國高市郡云々大和志に
在ニ高市郡平田村俗呼梅山マツヤマ一ミツヤマあり

他田宮

他田宮。他はササと訓む紀に譯語ナサと書れたる
意なり推古紀に通事ナサともありササは或人韓語
なりさいへり

櫻井玄王。欽明天皇の御子にも同御名あり御
名義彼處にいへる如し

忍坂日子人太子。紀用明卷にも太子彦人皇子
さあり舒明天皇の大御父王に坐ませば彼御世
にや追尊アヘニチて太子とは申奉給ひけん
老女子耶女。老女はチミナと訓べし傳九の十
八葉にあり
大侯王。玉穗宮段に同名見え下にも同名の女
王あり
田村王。紀にも櫻手姫皇女更名田村皇女そ
あり田村は地名なるべし
在岡本宮治天下之天皇。は舒明天皇なり此記
は推古天皇に終りて此天皇の御世までは記さ
ざるにいかゞ

又伊勢大鹿首の女。小熊子郎女を娶て。生ませる御子。布斗
比賣命。次に寶王。亦名は糠代比賣王クサダヒメ
又息長眞手王の女。比呂比賣命に娶アヘニチて。生せる御子。忍
坂日子人太子。亦名は麻呂古王。次に坂騰王。次に宇遲王。三
又春日中若子が女。老女子郎女を娶て。生ませる御子。難波
王。次に桑田王。次に春日王。次に大侯王。四
此天皇の御子等。并て十七王アヘニチ中に。日子人太子。庶妹田村
王。亦名は糠代比賣命に娶アヘニチて。生ませる御子。岡本宮に
坐アヘニチして。天下治めし。天皇。次に中津王。次に多良王。三

漢王。漢はアヤミ訓べし御乳母の姓なり。漢直、明宮殿に見ゆ。桑田王。同御名上に見ゆ。山代王。笠縫王。此二柱も欽明天皇の御子に同御名なるありいかゞ。此上に此天皇御年若干といふ言あるべし。たゞひ御年は記さずとも此天皇といふ三字は必有べき例なり。いかゞ。川内科長。諸陵式に河内磯長中尾陵。御宇敏達天皇在三河内國石川郡ニ云々河内志在三葉室村四。御宇敏達天皇在三河内國石川郡ニ云々河内志在三葉室村四。といへり。

書紀二十

用明天皇
池邊宮。和名抄に大和國十市郡池上郷の地なり。此年數御位に即坐たる年より數へしなるべし。
オホギダシヒメ。名の意。師木島宮條。キタシ比賣の下にいへるが如し。
多米王。敏達天皇御子に同ト御名あり。
上宮之廄戸豐聰耳命。上宮は紀推古卷に父天皇愛レ之命居宮南上殿。故稱ニ其名謂ニ。上宮一云々。されば大宮の南に別に上宮といふありて其宮に坐なり。紀の此御卷に初居ニ上宮後移ニ班鳩。さり今も十市郡に上宮村ありウヘノミヤを呼ぶなり。

書紀二十

茨田王。禪詠天皇の御子に同御名あり。○當麻之倉首云々。首はヒトミ訓べし此戸の例は天武紀に次田倉人植足。續紀二に春日倉首老あり。御年。紀にも記されず。石寸抜上。寸字は村の偏を省けるにて。石村なり。石寸抜は紀に依るに池字を寫し誤れるなるべし。諸陵式に河内磯長原陵。余池邊列櫻宮御宇用明天皇在三河内國石川郡ニ云々。崇峻天皇
崇峻天皇。は多治比之柴垣宮の下にいへるが如し。此宮は今の倉橋の金福寺といふ寺其跡なり。さいへり。
御年。紀にも記されず。或書に年七十二。さも七十三。さもあり。
倉橋岡上。紀に五年冬十月有レ獻ニ山猪。天皇指レ猪詔曰云々。十一月馬子宿爾。詔ニ群臣二日今日進ニ東國之調。乃使三夏漢直駒殺ニ于天皇。是日葬ニ天皇子。倉橋岡陵。さり天皇崩まして即日葬奉れる事古今にわたりて例あらめや當時馬子賊也威權のほど推はかられたり。諸陵式に倉橋岡陵。倉橋宮御宇崇峻天皇在三河内國十市郡ニ無陵地及陵戸。さ見えたり。是亦例なし。此御陵大和志に倉橋村東今曰ニ赤坂。といへり。
推古天皇
小治田宮。大和國高市郡なり。即飛鳥さ同ト地なるべし。
參拾歲。此年數は即位の年より數へたるものなり。
御年。紀に時年七十五。さあり。
大野岡上。大和國高市郡なり。

科長大陸。諸陵式に磯長山田陵。小治田宮御宇推古天皇在三河内國石川郡ニ云々。河内志に在三南山田村。といへり。

標注 古事記下卷讀本 終

この標題。原本には古事記上巻序とあり轉寫の誤なるべし今文體に據てかくは改つ
本居宣曰凡て書を著して上づる時に表文を添
へいたく文辭をかざりて當代を贅稱し奉るが
漢土のむしなべての例なり故に此表も漢文の
對句をかざるに引れてその意旨も自ら漢儒な
云類の語なり此表にかゝる語あるを見
てゆくりなく本文の旨を誤りそ
混元。は混沌ともいひて元氣未分也と注せ
り既凝。とは分れむとする前あるなり。氣
象。は天地を始め凡て氣を象さないへり
夫混元より誰知其形までは天地の未剖れざり
し以前の状況を漢籍にいへる趣を以て云へる
なり

參神。は天之御中主、高御產集日、神產集日、
の三柱神を申す即本文の始に出造化。は漢
籍に天地陰陽の運行によりて萬物の成出るを
いへり。二靈。は伊邪那岐、伊邪那美、二柱神
を申す。群品。は萬の物なり。
出入幽顯。は伊邪那岐大神の夜見國に幸行し
を幽に入さ云ひ。顯國に歸り坐るを顯に出さ
云るなり。日月云々。は阿波岐原に御禊し賜
へる時の事なり。
太素も元始も。世の初めを云なり。杳冥。は
世の初のいき遠くておほしく定ひならぬを

上古事記表
臣安萬侶言。夫混元既凝。氣象未
效無名。無爲。誰知其形。然乾坤初
分。

參神作造化之首。陰陽斯開。

二靈爲群品之祖。所以出入幽顯。

日月彰於洗目。浮沈海水。神祇

呈於滌身。故太素杳冥。因本教而
識。孕土。產島。之時。元始綿邈。賴

云本教。は神代の事どもを語り傳へたる説をいふなり。
縛過。は遠く遙なるを云ふ。先聖。は神代の事を言傳へ書傳へたる古のかしこき人たちといふ。
立人。そは天照大御神を始ておのゝ事依し。コトヨサ
玉ひしを云なり。○本居宣曰按に識さいひ察。云を伊邪那岐、伊邪那美二神の御事としても見るべし其時は本教は天神の詔命なり先聖も天神を申すなり。
懸鏡。そは天照大御神の天石屋にこもらし、時に眞賢木の枝に八咫鏡を取掛した云なるべし。吐珠。そは大御神を須佐之男神。コトヨサ
さ晉まし。時の事なり。萬神蕃息。そは須佐之男命の御子孫の神たちのひろごり坐る事なり。
讓安河而平天下。は皇御孫命の天降坐む。する時に八百万神を集めて講たまひし事。論小演而清國土。は建御雷神の伊邪佐の小演に降りて大國主神を論ひ伏して天下を和し静め玉ひし事なり。
番仁岐命。本文には番能邇々藝命を作り此處は神倭天皇と對句なる故に四字には書れしなりさて仁字は邇半の音を邇々の二字に用ひたるなり。高千嶺。は日向國高千穂峯なり。
神倭天皇。は神倭伊波禮昆古命即ち神武天島

先聖而察生神立人之世。寔知懸鏡吐珠而百王相續。喫劍切蛇。以萬神蕃息歟。議安河而平天下。論小濱而清國土。是以番仁岐命初降于高千嶺。神倭天皇經歷于秋津島。化熊出爪。天劔獲於高倉。生尾遮徑。大鳥導於吉野。列儻攘賊。聞歌伏仇。卽覺夢而敬。神祇所以稱。賢后。

を申す。
秋津島。は大倭國を云ふ。
化熊出爪より導於吉野。までは四の事を四句に云て二句づゝ對にせり皆白橋原宮御事にして其御段に見えたり爪は山か穴の寫誤なるべし。生尾。は生尾人もあり。大鳥。は八咫烏なり。
列儻。も聞歌。も白橋原宮の御段に見ゆ候に久米傳といふは此時の態と聞えたり。
覺夢云々。は水垣宮の御世の事。望烟云々。は高津宮の御世の事にてみな其御段に出たり。后。は君なり。契元。は民ないふ。
定境云々。は志賀宮の御代の事。近漢海。は今之近江にて其都の國名なり。正姓云々。は允恭天皇の御代の事にて遠飛鳥は其宮所の名なり。制。と勅。そはたゞ其宮に坐して天下の政を聞召しないふ。さて此までは古の御代御代に聞え高き事どもなれかれて拔出て文館に書るなり。
雖步驟各異云々補典教於欲絕。は上件の事ども取締てこそばれるなり。歩。は徐に歩むこと蹠。は疾走ることにて政も世々のさまに隨ひて寛きを急なるとの別あるをいふなり。風猷。は風教道德なり。さて如此言て下文の本を起せるなり。暨飛鳥云々。此より下は此天武天皇の御事な

望煙而撫黎元。於今傳。聖帝定境開邦。制于近淡海。正姓撰氏。勒于天。遠飛鳥。雖步驟各異。文質不同。莫不稽古。以繩風猷。於既頽照。今以補典教於欲絕。暨飛鳥清原。大宮御。大八洲天皇。御想纂業。投夜水。而知承基。然天時未臻。蟬蛻於南山。人事共治虎步。

申せる文なり。
潛龍。も啓雷も。易の言にて太子のこそに申せり。こはいまだ儲君にて坐まし。ほどを申せる贊詞なり。
聞夢歌云々知承基。此は天津日嗣しろしめすべき由のさせしの有しこきなり。夢歌。の事は書紀に見えず。投夜水。さは東國に下ります。さんとして夜半に伊賀の名張の横河に至り坐しこきなるべし。此事は書紀に詳なり。
天時云々。ば京師みのがれ出て吉野山に入坐し。事人事云々。は道より人多く從ひ附き奉りて御威さかりに成まして美濃國に幸行し事なり。これも書紀に見ゆ。

凌。は歷なり。六師。は六軍なり。六師三軍の二句は皇軍のさかりなる観ないへり。杖矛。の三句は御方の軍の盛なるさま。凶徒。の一句は漢海の軍の敗れしまさなり。未移漢辰。さは仇遠に亡びて天下治まりしな云るなり。漢辰。は子より亥まで一周の日數にてそを移さすとは程もなく速なる意なり。珍。は妖氣なり。

放牛息馬。さは周の武王が討て勝て後に馬を華山の南に歸し牛を桃林の野に放ちて再び服はぬこきかふらせし故事にて嘯武威に出たり。愷悌。未詳。下文の御咏に對せれば恐くは凱歌の誤なるべし。凱歌は軍勝たる時の樂なり。

於東國。皇輿忽駕。凌渡山川。六師雷震。三軍電逝。杖矛舉威。猛士煙起。絳旗耀兵。凶徒瓦解。未移漢辰。氣渾自清。乃放牛息馬。愷悌歸。於華夏。卷旌戢戈。儻詠停於都邑。

即歲次大梁月踵夾鍾。清原大宮昇。天位道軼軒后。德跨周王握。乾符而摠。六合得。天統而包。八荒乘。二氣之正。齊五行之序。設神

理以獎俗。敷英風以弘國。重加智海浩瀚。潭探上古。心鏡煌煌。明觀先代。於是

天皇詔之。朕聞諸家之所費。

大業。は西年ないふ爾雅に大業。弟也。さありて弟は二十八宿の中の西方の星にて西は西方なればなり。

夾鍾。は二月ないふ禮記月令に仲春之月律中夾鍾。とあり。夾鍾は十二律の中の二月の律なり。體。は增韵に譜也。さあればアタルと訓べし。さて書紀を考るに此天皇癸酉年二月癸未に御位に即ませり。

軒后。はから國の黃帝といふ玉。周王。は文王武王なり。

乾符。は天の吉瑞なり。後漢の光武王の故事にて文選東都賦にみゆ。六合。は天地四方なり。天統。は天照大神の神統を繼せ賜へる所謂る天津日嗣なり。八荒。は八隅荒遠の國々なり。二氣。は陰陽ないふ君の政よりしければ陰陽五行のはこび正しくて四時の氣候みだれすといふ漢說を引れしなり。神理。は神妙の道理なり。樊俗。さは勤め導きて風俗をよくする。英風。は英聖の風教なり。智海。さは御智の廣く大なるを海に譬へ。心鏡。さは御心の明らけき鏡にたゞへて申せるなり。浩瀚。は廣大貌。煌煌。は光明貌なり。さて明觀先代。さいふまでは此天皇の凡ての御上を申して次の事を申さむ料なり。詔之。延住本には詔云。さかげり。賛。は齋の俗字なり。帝紀は下文に帝皇日繼さあるを申

同トく御ニ代ニの天津日嗣を記し奉れる書なり
木辭。は下文に先代舊辭さあると同じか
の國記臣連伴造國造百八十部及公民等木記さ
云る者なるべし○さて舊事とは云すして本辭
舊辭と云る辭字に眼をつけて天皇の此事おも
ほしめし立し大御意は専ら古語に在ける事を
さざるべし○此より未行其事矣。と云までは
此記の本の起りを演たるなれば懲懃に見るべ
し上件のかざりのみに書たる文とは異なるも
のぞ

其失。さばかの多加虛偽さある是なり其旨。
こは正實の旨なり○虚偽多くなれりと雖も猶
ほ正實も全く滅びたるに非されば是時に改め
正しかかでは今幾ほどもなく正實は滅びうせ
なむ物ぞと愁坐るなり

欲流後葉。これまで詔命なり、後葉は後世と
同ト 稗田。は姓氏錄に載せず書記天武御卷
に稗田と云地名見えたり今大和國添上郡に稗
田村あり彼地より出たる姓なるべし 度目誦
口。拂耳勤心。とは一たび見たる書をばやがて
空に誦うかべ一たび聞たる事なば忘るゝ事な
きを云ふ

勅語。は天皇の大御口づから詔ひ聞リタクるなり
然遷移云々。は天皇崩坐して御世かはりにけ
れば撰錄の事果し行はれずして討覈ありし帝
紀舊辭。はいたづらに阿禮か口にのこれりし

皇帝。は元明天皇を指するなり 得一。は老子に天得レ一以清、地得レ一以寧、王侯得レ一以爲ニ天下貞ハ。さあるに取れるなり 光宅。とは書經典に光ニ宅天下一とありて天下を凡て家とする意にて注に光は充也。といへればミチナルともすホキニチルとも訓べし 通三。とは天地人の三才に通貫するなり 亭育^ハ。とは老子に亭^ハ之毒レ之、注に今作レ育^ハ。また亭謂レ品ニ其物ニ毒謂レ成ニ其質ニ見え民を化育する事なり 此より又例の漢語どもを多く引出て贅申せり 燕巣。も玄扈。も天皇の御坐所^{オカシトコロ}をいふ玄扈は黃帝が洛水の上なる玄扈^ハ云ふ石室に居たりし時鳳凰圖を含來て授けつと云故事なり 浮。は出なり 重暉。は光暉の明らけきなり 雲散非烟。さけ雲の如にして雲にあらず烟に似て烟に非ず虚空にみゆるを云いはゆる慶雲なり○此二句^ハ禱斗威儀に取れるなり 連柯。はいはゆる連理樹 井德。は所謂る嘉禾なり

列烽。は常に烽^{トアヒ}を列れ撫へおきて防をする國々 重譯。は譯を重れすては言語の通はぬ遠き國々なりさる國々も今は月々絶間なく皆朝貢すとなり 府はその貢物を納る、府倉なり文明。は夏禹 天乙。は殷湯にて皆漢國の古の名高き王イどもなり○此までは當代をほめ奉

書列烽重譯之貢府無空月可謂名高文命德冠天乙矣於焉惜舊辭之誤忤正先紀之謬錯以和銅四年九月十八日詔臣安萬侷撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭以獻上者謹隨詔旨子細採摭然上古之時言意竝朴敷文構句於字即難已因訓述者詞不逮心全以音連者事趣更長是以今

人姓稗田名阿禮。年是廿八年爲人聰明。度目誦口拂耳勒心。卽勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭。然運移世異。未行其事。矣。伏惟皇帝陛下。得一光宅。通三亭育。御紫宸而德被馬蹄之所。極坐玄扈。而化照船頭之所。逮日浮重暉。雲散非烟。連柯并穗之瑞。史不絕

れる文にて例の次の事を申さむ料なり
於焉云々。此より次々正しく此記を撰しめ賜
ひし事を演たる中に此二句はまつ其大御志を
いへり
詔臣安萬侶云々。かの清御原宮御世に誦習ひ
おきつる帝紀舊辭は阿禮の口にのこれるを今
安萬侶朝臣に仰せて撰び錄さしめ賜ふなり
謹隨詔旨云々。此より安万侶朝臣撰錄のさま
を演られたり
數文。さ様句。とは二つにはあらずたゞ文に
書きうつすを云なむ。於字即難とは文に書取
りたきを云文は漢文なればなり
已因云々達心。已是の意なり因訓述とは字
の訓を取用ひて古語を記せるないふ所謂真字
なり
訓。はその因レ訓述する文なり。心。は古語
の意なり
全以云々更長。音とは字音を假て書るにて即
假字なり。事總は。連れたる文面を云ふ
是以云々交用音訓。とは今は宜しき程なにか
りて真字假字二つをますへ用ふとなり
或一事云々訓錄。とは全く真字書にても古語
と音も意も違ふ事なきは簡約なる真字書の方
を用ふるなり
即辭理云々更非注。とは文辭と理義の深に
して尤見がたきは殊に注を加へその意趣の解

或一句之中。交用。音訓。或一事之内。全以訓錄。即辭理叵見以注。明。
之類隨本不改。大抵所記者。自天
地開闢始以訖于
小治田御世故
天御中主神以下。

日子波限建鶴草葺不合尊以前

爲上卷。

神倭伊波禮毘古天皇以下。

品陀御世以前爲中卷。

大雀皇帝以下。

小治田大宮以前爲下卷。并錄三
卷。謹以獻上。臣安萬侶誠惶誠恐

頓首頓首

和銅五年正月二十八日

正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

し易きは固より解をせざるを云ふ。臣。は
不可也と注して難と同す。意見。は意趣と云
む。如しさて古訓本に二字にて句り。況字を下
句に屬て發語辭させるは誤なり。非注の非
亦於姓云々不改。これは姓のり下は政沙珂と
云べく名の帶字は多羅斯と云へしきれどそな
帶字書き日下と書來れば舊に依て改めずとな
り。如此之類。とは尼谷、春日、飛鳥三枝など
地名神名にも亦此例多し
大抵云々小治田御世。こは全部の始終ないへ
り次々は卷々の始終ないふ
上卷。神代を以て一卷させろは固よりさうべきものなり
天皇。御世。皇帝。大宮。は文をかへて草をなせ
るなり。品陀御世までを中巻とし大雀御世よ
りを下巻とするは紙數の自然より來つるまい
にて殊なる意はあるべからず
さて小治田御世。推古。までにしてさぢめたる
故はこの御撰錄は阿禮。誦習ひつゝを錄
されたるそばもさ清御原宮天皇の教語なれば
小治田の御次の岡本宮天皇(舒明)は彼天皇の
大御考命に坐すが故に憚てその御世までは及
ばし賜はざりけるなるべし
和銅四年の九月十八日に詔命を奉りてより僅
に四箇月餘にして業を卒たるいと速なりしも

た、彼阿禮が語のまゝを錄せるのみにして新意を加ふることのなかりしが故なるべし。
安萬侶朝臣の事蹟は次に載たる本傳を見て知るべし。○抑この御紀はよ本清御原宮御宇天皇の可長くも大御親ら御びたまひ定め賜ひ歸たまひ唱へ賜
へる古語にしあれば世にたゞひもなくいこも貴き御典にぞありけるさるハ御世ヲはりて後^{カシヨ}の御志を紹ます御舉のなからましきばさば、ひり貴き
古語も阿禮が命ともろともに亡^{カセ}はてなましを歎^{カレシ}きかもむむかしきかも天津神國津神の御靈幸^{チハ}ひ坐て和闌の大御代にこの御獨錄ありて今の現^{チツ}に此
御^{ノラデ}御^{マノフニ}御^{ナリスレ}

太朝臣安萬侶傳

權中納言從三位源光因撰

太安萬侶。神八井耳之後也。姓氏錄、日本紀私記。

五位上。續曰。授勳五等。奉勅撰古事記。初。天武帝患諸家所藏載籍頗傳虛偽。終失其眞。時有稗田阿禮。年二十八。博聞強識。多諳上世舊事。因命錄其所記。將以修帝紀。既。

其書而不知其人可乎哉。ちふ漢語も思出られて
なりけり

太。は才ホと訓べし和名抄に大和國十市郡オホ厭
富ホさありて今も多村あり太ホとも書り此より出
たる姓なり。神八井耳命は神武天皇の御子な
りさて白橋原宮段に神八井耳命者オホノ富臣等之
祖也。さありて書紀にも神八井耳命是多臣之祖
也。みえ景行紀に多臣祖武諸木、天智紀に多
臣蔣敷。天武紀に多臣品治など見え同紀十三
年十一月戊申朔多臣賜姓曰朝臣、姓氏錄左京
皇別に多朝臣出自神武皇子神八井耳命ホさあり
○安万侶朝臣は誰子シいふこそ知られねど壬
申の役にいたく功ありて直衛壹シテの位を賜はり
し品治朝臣の子なるべしこ先哲の説なり

慶雲初云々。續日本紀卷三一慶雲元年正月丁
亥朔癸巳正六位下太朝臣安麻呂授從五位下、
こひ朝臣始てこに見ゆ。○和銅中云々。同紀
卷五に和銅四年四月丙子朔壬午正正位下太朝
臣安麻呂敍正五位上授勳五等オホ叙勳の事史に
見えざるは脱オホたるなり、さて位階の外に勳位
十二等あり武功の者に賜はること大寶令に見
えたり義解によるに五等は正五位に相當せり
○奉敕撰より爲三卷上之。までは上の表文に
詳なり并せ看るべし

而登遐歷持統文武朝其舉不果。至是帝欲繼成其志安萬侶奉勅採摭阿禮所傳上自開闢下至小墾田朝錄爲三卷上之古事記序靈龜中進從四位下爲氏長尋爲民部卿。養老七年卒。續日本紀

靈龜中云々。續紀卷六に靈龜元年正月甲申朝癸巳太朝臣安万侶授從四位下爲氏長。同紀卷七に靈龜二年九月乙未以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長、さ見ゆ氏長また氏上さも氏長者さも云へり。尊爲民部卿。民部卿に任せしこそも史に漏たり、續紀卷九に養老七年七月庚午民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒さありて享年は見えず。○弘仁私記の序、三統理平が延喜六年日本紀寛宴歌の序、橋直幹が天慶六年同寛宴歌の序、また忌部正通が口訣などに、日本書紀は舍人親王さ安万侶朝臣二人詔命を奉はりて撰誥せりさいへり上の表文の伎倆を見るに親王は總裁し玉へるにてこの朝臣かならず撰誥の事を執り玉ひけんと思はるば諸家の説も必ず據る所あるべくていとむかしくなん○さてこの表文を朝臣傳さは注者高文ぬしの原稿にはなかりしを校閲の因みに巻の末に取そへ先輩の注疏などをも湊合させて標注めけるものさへ書加へつるは下總國香取郡人正七位勳八等平朝臣貞芻なり。

明治二十五年四月八日印刷
明治二十五年四月九日出版

版權所有

著 者 加藤 高文

兵庫縣揖東郡網干町之内余子濱村一一番地

發 行 者 同 所如聞社、江戸會、好古社三事務所

東京市小石川區傳通院前大門町廿五番地

印 刷 者 青山堂書房
發 行 所 同 日本橋區本材木町二丁目
賣 捄 人 林 平次郎
同 片野東四郎

愛知縣尾州名古屋本町通



各府縣賣捌所

東京日本橋通三丁目
同神田表神保町
同本鄉春木町三丁目
同大阪備後町
同久寶寺町
京都新町通
龍本新二丁目
神戸相生橋東
佐賀白山町
飛驒高山
岐阜米屋町
愛知名古屋本町
静岡新通一丁目
石川金澤
新潟新潟市
同長岡

目林近勝川三松河熊長大三梅武中丸
黑田見瀬浦屋崎黑木原善書店
黑十富久儀代源重壯兵佐龜傳左衛門
郎吉郎助助助助衛堂郎鋪助七
長野善光寺前
同小諸
山梨甲府八日町
群馬前橋本町
宮城仙臺國分町
岩手盛岡中橋通
山形八日町
秋田大町
北海道函館
福島福島町
茨城水戸上市泉町
栃木宇都宮町
同古河町
千葉佐原
同東金
同千葉

多多朝高川正萱魁本五十便金煥五小西
田田野木又間間嵐太右衛門山澤
屋屋利文々左文金益港乎明佐喜
支本兵正銀右之太衛門傳太
店店衛堂藏堂太社助堂堂堂治郎

關東大賣捌所
關西大賣捌所

東京京橋區
南傳馬町二丁目
心齋橋南一丁目
大阪

吉川半七
松村九兵衛

終

